

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(816)3346
発行人 岡崎寿士(1部 100円)
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)

目次
一頁…昭和53年度の税制改正のあらまし
二頁…或る弁護士会の歴史(9)

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

昭和53年度の税制改正のあらまし

昭和五十三年度の税制改正は、国税関係では租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律は、三法案で、地方税関係では、地方税法の一部を改正する法律案である。これらはいずれも三月三十一日(石油税法四月十七日、酒税法の一部改正は四月二十六日)の参議院本会議において可決・成立し公布されているところである。

そこで、昭和五十三年度の税制改正のあらましについて簡単にまとめることとし、ご参考に供するものとした。

一、昭和五十三年度税制改正の基極的考え方

昭和五十三年度の税制改正の基極的な考え方を要約すれば次のとおり。

① 経済情勢を考慮すると一般的増税を行うことは適当でなく、一方、中期税制のあり方等からすれば所得税の減税を行うことも適当でないこと。

② 税負担の公平を確保する見地

一、租税特別措置法の
一部改正

① 既存の租税特別措置の整理合理化

今後、一般的な税負担の増加を求めに際しては、税負担の公平が一段と強く要請されることに顧み、租税特別措置については、昭和五十一年、五十二年に引き続き一層の整理合理化を推進することとし、主として企業関係の租税特別措置について、適用期限の到来するものを中心として、その整理合理化を行うこととしている。今回の企業関係の租税特別措置の整理合理化の概要は次のとおり。

① 廃止する措置(十一項目)

- 公害防止準備金
- 違約損失準備金
- 人身被害防止設備の特別償却
- 労働災害防止設備の特別償却
- 電子計算機の特別償却
- 特定鉄道設備の特別償却
- 原子力発電設備の特別償却
- 特定ガス供給設備の特別償却
- 公害防止事業者負担金の特別償却
- 農業協同組合併助成法により合併した場合の課税

② 縮減合理化する措置(二十六項目)

- 漁業協同組合併助成法により合併した場合の課税の特例
- 試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除
- 技術等海外取引に係る所得の特別控除
- 公害防止用設備の特別償却
- 無公害化生産設備の特別償却
- 廃棄物再生処理用設備の特別償却
- 民生関連設備の特別償却
- 航空機の特別償却
- 中小企業者の公害防止施設の特別償却
- 低開発地域における工業用機械等の特別償却
- 過疎地域における工業用機械等の特別償却
- 農村工業導入地区における工業用機械等の特別償却
- 中小企業構造改善計画を実施する中小企業者の構成員等の機械等の割増償却
- 繊維工業構造改善計画を実施する特定組合の構成員の機械等の割増償却
- 中小漁業構造改善計画を実施する特定組合の構成員の機械等の割増償却

③ 控除額

① 対象者

昭和五十三年一月一日以後に、民間の金融機関等から借入期間十年以上の融資等を受けた新築住宅を取得し、自己の居住用に供した者。

② 控除額

現行の控除額(最高三万円)にその融資に係る年償還金額のうち三万円を超える部分の五割相当額(最高三万円)を加算した金額(最高六万円)を控除する。

③ 土地税制の手直し

(一) 土地課税並重課制度について

は、現行制度の基本的枠組みを維持しつつ、優良宅地の供給促進に資する等の観点から必要な手直しを次のとおり行っている。

① 土地課税並重課制度において、優良宅地供給の場合に一定の要件の下に適用除外とするをのりしているが、その要件の一つである適正利益要件を適正価格要件に改める。

② これに伴い、国、地方公共団体等に対して土地等を譲渡した場合における重課適用除外要件について、現行の適正利益要件を廃止する。

③ 宅地建物取引業者が行う一定の宅地の取引のうち、業者の保有期間が短期間であり、かつ、売買差益の幅が宅地建物取引業法に基づいて定められた不動産取引の仲介の場合の適正利益額以下であると認められるものについて一定の要件の下に土地課税並重課の適用除外とする。

④ 居住用財産を譲渡した場合の三、〇〇〇万円の特別控除について、自己の居住用に供していた家屋及びその敷地をその用に供さなくなった日の属する年及びその翌年以後三年以内に譲渡した場合にも、その適用を認めることとする等、譲渡所得の特別控除等の適用対象範囲を拡大することとしている。

⑤ タックスヘイブン対策税制導入が国際経済の国際化に伴い、いわゆるタックスヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見られることから、これに対処するため、次によりタックスヘイブン対策税制を実施することとしている。

① いわゆるタックスヘイブンに所在する海外子会社等に留保された所得のうち、その持分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。

② いわゆるタックスヘイブンとしては、法人税が全くないか若しくはわが国法人税に比しその実効税率が著しく低い国又は国外源泉所得を非課税としている国等を対象とする。ただし、パナマ、リベリア、香港等がこれに該当する。

③ その所得が合算課税の対象となる海外子会社等は、内国法人又は居住者が全体として発行済株式総数(出資総額)の五〇%を超える株式(出資)を直接及び間接に保有する海外子会社等とする。ただし、税負担の不当な軽減を防止するという趣旨を踏まえ、税負担の軽減が、その制度本来の趣旨にかんがみ、その海外子会社等の発行済株式総数(出資総額)の一〇%未満を保有するに過ぎない株主は合算課税の対象外とする。

④ 正常な海外投資活動を阻害しないため、所在国において独立企業としての実態を備え、かつ、それぞれの業態に応じ、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性がある等一定の要件に該当する海外子会社等は適用除外とする。

(六) 中小企業対策
中小企業倒産防止共済法に基づき納付した共済掛金の損金算入を認めるとともに、田相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づき認定を受けた中小企業に対して、欠損金の繰戻しによる還付について特別措置を講ずる等中小企業対策として所要の措置を講ずることとしている。

二、有価証券取引税の税率の引上げ
最近における財政事情に顧み、株券、株式投資信託の受益証券等に係る有価証券取引税の税率を次のとおり引き上げ、昭和五十三年四月一日から実施することとしている。

区 分	改正前	改正後
証券会社の売買による譲渡の場合	〇・二%	〇・二八%
上記以外の(個人や会社等の)譲渡の場合	〇・三〇%	〇・四五%

三、酒税の税率の引上げ
最近における財政事情に顧み、酒税の税率のうち、従量税率について次の通り引き上げ、昭和五十三年五月一日から実施することとした。

種 類	引上げ幅
ビール、果実酒類	二四・三%
ウイスキー類、スリット類、リキ	程度
ニール類及び雑酒	程度
清酒 特級	一七・五%
清酒 一級	九・九%
清酒 二級	六・九%
本 直	四・九%

四、石油税の創設
なお、清酒二級、合成清酒、しよちゅう類及び本みんの従量税率は、現行のままです。

① 課税物件
石油及び輸入石油製品

② 納税義務者
国産原油についてはその採取者、輸入原油及び輸入石油製品については保税地域から引き取る者

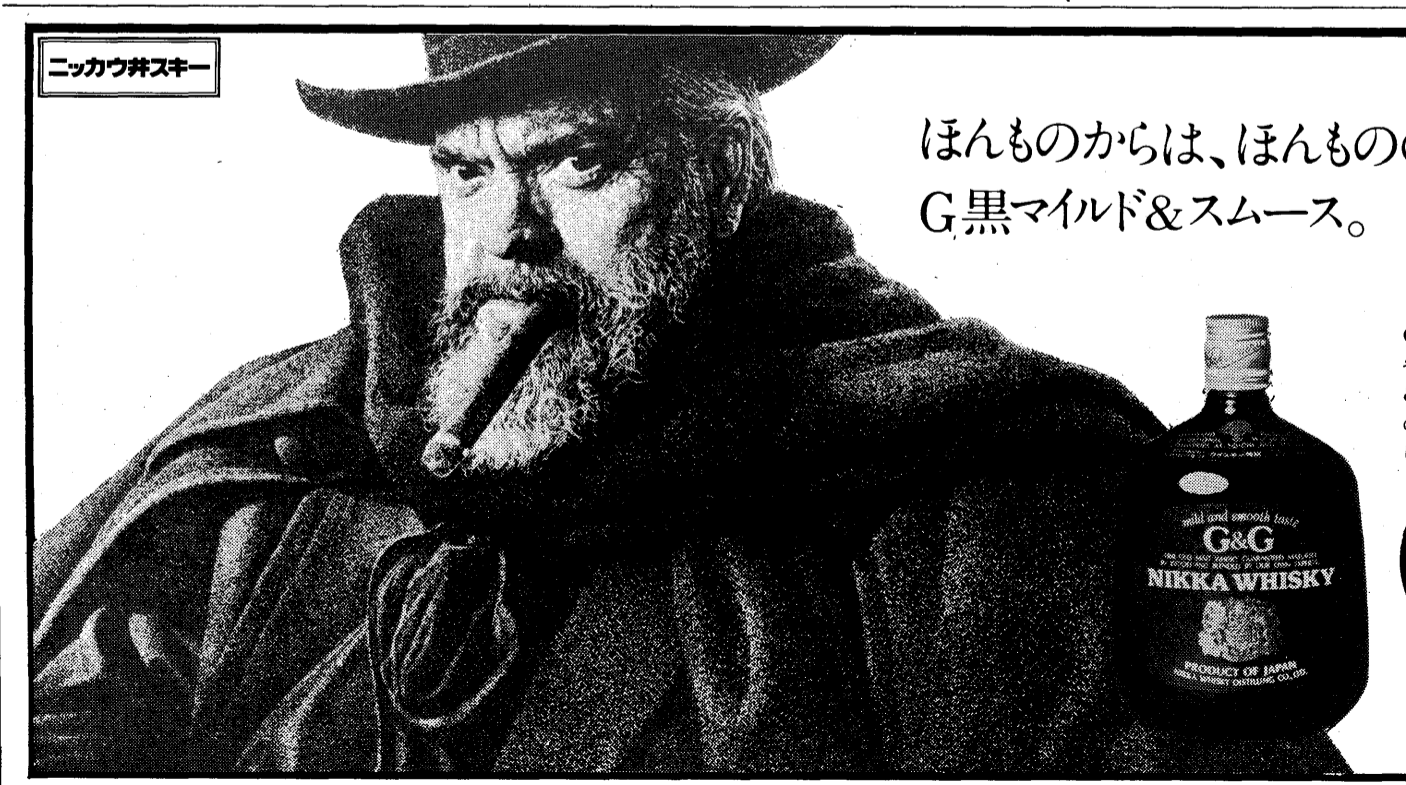
③ 課税標準
国産原油については採取場からの移出価格、輸入原油及び輸入石油製品については保税地域からの引取価格

④ 税率 三・五%

⑤ 申告及び納付
採取者については毎月分を翌月末日までに、保税地域から引き取る者については引取りの際に申告納付することとする。

ニッカウヰスキー

ほんものからは、ほんものの詩が聞こえる。
G黒マイルド&スムーズ。



●よりマイルドに、よりスムーズに。飲みやすさに、磨きをかけました。G黒マイルド&スムーズ。マイルドアップ、スムーズアップの魅力。ぜひお試しください。キリリとしたブラックフェイスが、新しい日印です。

G黒
MILD & SMOOTH
特級760ml 2000円

或る弁護士会の歴史

<9>

関東大震災

それにして裁判所の控所まで一緒にして使用を禁ずるに及ぶのはますますもってあきれる。そこで従来の控所の外に臨時の第一東京弁護士会専用控所を増設することを当局と折衝した。

東京地方裁判所検事正は、七月三十一日、両会の会長を招いた。第一東京弁護士会ではまた、東京会長が不在だったので平松市蔵副会長が出席した。裁判所側は、一、従来の控所の外、新たに大審院機内三階に控所を増設し、第一東京弁護士会においてその設備を施すこと。

二、東京区裁判所控所のうち、小なる部屋一室は東京弁護士会においてその設備を撤去し、第一東京弁護士会においてその設備を施すこと。

と両会に通告した。そして、「以上すべての司法部の提供したる弁護士控所は弁護士会全体の便宜に提供したるものなるを以て、いずれにも専属すべき性質のものに非ざるも、設備の便宜上、右様の方法を執るもの」なる旨の念を押している。

お役所のキモ入りで、休戦協定が成立し、第一東京弁護士会が電話一本で大審院二階控室、一本を区裁判所控室に設備し、テープル等什器も運んで八月一日から使用を開始したが、念のため、九月十五日まで同会の常議員を三名一組に編成し、一組が四日間ずつ順番に控室に常駐したという。

休戦協定も、ともいおうか、とにかく手間の多かったことである。第一東京弁護士会の常議員は、度重なる苦難に逢着する毎に、つくづく復讐教会に思ひがたかと思つた。

折しも関東大震災が突如した。「大正十二年九月一日、南関東を襲った地震のマグニチュードは七・九というはげしいものだった。一日午前十一時五十八分の第一震

帝国弁護士会の創立

新設設立後さらに会館使用問題等苦難が続いた。そして関東大震災で大きな打撃を受けた。この風波のなかで、ひらめいたのは、第一東京弁護士会を中心として、司法制度の改革と人権擁護を叫ぶ全国的な有志弁護士組織を再び作るということであった。

この目的のために従来日本弁護士協会の存在に活動してきたことはすでに述べた。しかし、東京弁護士会から第一東京弁護士会が分離した現在においては日本弁護士協会にも複雑な影響を及ぼす横につく唯一の機関とはいえないことになったのである。

大正十三年一月二十一日、東京駅の精養軒に花井卓蔵をはじめ有志一〇名が参集し、次の決議をした。

一、在京および地方同志の連合をもちて日本全国在野法曹の新団体を設立し、機関雑誌を発行すること。

二、準備委員若十名をあげて組織方法その他一切の準備方針を定め、全国同志と協働の上設立の

名にふやして創立委員に切りかえ庶務、会計、雑誌などの係にわかれ程度も開かれた。創立委員はさらにふやし、発会式の接待委員、式場委員等、おまけすべて委員が役にたつて、大正十四年五月二十四日、上野精養軒において、帝国弁護士会の発会式が挙行された。この日曜日、夜来の雨がからりとやんで、初夏の陽光が朝から輝いていたという。上野精養軒の玄関前には、「帝国弁護士会発会式会場」と大書された杉葉の大アーチが飾られ、在野法曹団体の新生の門出を印象づけた。式も盛大で、定刻三時、司会の秋山義吉が、

閣下並びに諸君、三月十八日に我が帝国弁護士会設立の議が発表せられた。以来、僅かに二月に過ぎませぬ。併しなごら成業を得ました。発起人は一千九百九十五名の多きに達しました。これは五月二十日現在でありまして、爾後続々加入者がございまして、而して本日出席発起人は四百四十四名であります。臨席を忝なく致します。来賓百五十五名でございます。仍て是より発起式を挙行政致します。

(「正義」大正十四年六月)

と開会を宣し、塩谷恒太郎が座長席につき、発起人総代鶴沢純明が設立趣旨を説明した。下部喜太郎が第一号議案の帝国弁護士会則案の趣旨説明をして、満場一致可決された。第二号議案の理事選挙では、太田實時が動議を出し、議長指名の五名の選挙委員に任命されることになり、議長は井本常治、堀江専一郎、岡崎正也、高窪喜八郎、平松市蔵を指名し、選挙の結果は後列発表されることになった。第三号議案の名譽会員の推薦も、岩田宙造の動議により、新理事一任となった。

来賓祝辞が豪華なものだった。加藤高明(総理大臣) 小川平吉(司法大臣) 江 洪 杰(中華民国公使) 横田 秀雄(大審院長) 小山 松吉(検事総長) 柏谷 義三(衆議院議長) 種積 陳重(帝國学芸院院長) 岡野敬次郎(法制審議会議長) 原嘉道(第一東京弁護士会長) 青山幾之助(地方弁護士総代理) 齋藤 最(名古屋弁護士会長)

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

武田貞之助(大阪弁護士総代) 祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

弁護士地位向上を図る

六月、早速月刊機関誌「正義」が発行された。緑色の表紙ですが、品格と学問的水準も高く、帝国弁護士会の主張を満天に知らしめ、一般誌化した「緑事」とは対照的であった。編集ははじめ小斎喜治郎がこれに当たったが翌年度からは理事改選で平松市蔵が理事となったので平松が担当した。堀江専一郎、有馬忠三郎が補佐した。いずれも原嘉道とピッタリ呼吸が合っていたといわれる。

原は「正義」において弁護士倫理を強調し、同時に弁護士地位の向上を高くに図った。それは名譽会員の創設である。大正十四年の暮にきまった名譽会員は、種積陳重、徳川家達、富井政章、富谷鉄太郎、林行規、大木道吉、岡部長職、小川平吉、岡野敬次郎、小山松吉、尾崎行雄、金子堅太郎、柏谷義三、横田秀雄、莊澤河村村俊平、倉富三郎、松本致馬、越前平、清浦雪吾、日置田徳太郎、江木翼、土方平、平沼順一郎、元田肇、森作太郎、鈴木喜三郎

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。

祝電のなかには、折から大日本体育協会長として極東オリンピックの開幕を祝して、東京に滞在の岸清一からのものもあった。

新理事は次の三十一名が選ばれた。原嘉道、花井卓蔵、花岡敬次郎、長谷川太一郎、小山温、大山菊治、川台安朗、中島松次郎、下部喜太郎、鶴沢純明、山口昌昌、町井鉄之介、松本泰治、福井盛太郎、高長治郎、有馬忠三郎、秋山義吉、木村篤太郎、塩谷恒太郎、田田要二郎、白川明吉、平田謙衛、大喜多寅之助、森田卓爾、石橋友吉、青山幾之助、村田不二三、加古貞太郎、土屋理宜治、齋藤賢太郎、村上貞吉氏。

午後六時半からの祝宴で、右の理事を代表して花井卓蔵が挨拶し、閣下諸君、及び諸君、就中千里を遠くお越しの諸君、御来会せられたる熱心なる諸君、私は帝国弁護士会を代表して一言御挨拶を述べ、諸君の健康を祝します。(前掲書)

と名詞子で弁護士に課せられた責任の重大さを説いた。



頭で考え、手でおぼえる。そろばんは計数能力を育てます。

トモエそろばん 謝恩特価(定価4割引き)提供

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくてもならないものの一つがそろばんです。

トモエそろばんは、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認められております。それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネットでご承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならびに全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サービスいたすことといたしました。ぜひ、御注文を下記あてにお申し出てください。尚、贈答用・家庭用・学童用・生徒用も御指命ください。お待ちいたしております。

東京都文京区本郷5丁目18番3号
公認会計士会館ビル2階(〒113)
第一税理士協議会
電話(816) 3346番
振替東京0-159348番

トモエ算盤販売株式会社
本社/〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号
☎03-252-2841代
工場/小野・横田

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁…「一局複数会制の問題点」
に対する
一局複数会制達成準備
委員会の見解
二頁…或る弁護士会の歴史(10)

一局複数会制の問題点

1. グループ別に分割する場合に何を基準に分割するのか、具体的な歯止めがないのではないか。
2. 従って、人数による制限を加えることが考えられるが、適正規模についての理論的根拠が見当たらないのではないか。
3. 分割後の各税理士の会員獲得競争が激しくなり、税理士の品位を失墜するおそれがあるのではないか。
4. 一税務署管内の支部の数も税理士の数に応じて増加し、税務署の窓口が複雑となり、また、関係民間団体の組織にも波及するのではないか。
5. 税理士の数が増えると窓口が細分化され税務行政上のマイナスが大きくなるのではないか。
6. 各税理士の税理士に対する指導監督もバラバラになり、税理士の品位や質が低下するおそれがあるのではないか。
7. 東京、大阪、名古屋といった特定の国税局管内の税理士会についてのみグループ別による一局複数会制を認めると、他の国税局管内の税理士会から不平が出、結局は全国に波及することになるのではないか。
8. 非常に先鋭化された税理士会ができる可能性が強く、日税連の運営がより一層困難となるのではないか。
9. 地域割で分割するとしても、現在でも狭い区域の東京会を細分化するような意味があるのか。
10. 大阪合同税理士会は、昭和39年に5つの税理士会が合同して設立されたのであるが、これをまた分割することは、税理士にも税理士会にも抵抗がある。

見解

一局複数会制の要望は、穏健な考え方の税理士が自主的に結合して新しい組織を作ろうとしているのである。したがって、理論的な基準は「自主的な同志の結合」であり、現行の強制加入制ではせめて入会する会を選択する自由があって然るべきである。具体的な歯止めは、たとえば現在3,000名を超える会は新会を作り得ることとし、新会は当初1,000名以上を擁さなければならない、というような歯止めを設けておけばよい。なお、最終的には上記の要件を満たした上で国税庁長官の承認・許可を受けるわけだから更に歯止めがある。

適正規模とは、普通物理的に運営可能な範囲内であり、たとえば東京税理士会の現状は物理的にみて専門職業人としての組織運営が可能な限界を超えているから事実上適正規模でない。一局一会で強制加入という制度がもたらした税理士法改正の当初は東京税理士会の会員1,986名、合同前の大阪の税理士会は1,477名(昭和32年3月31日現在)であった。当時この制度は税理士会を強化し管理運営に有効適切に作用した。その後、会員数は漸次増加の一途を辿り、昭和41年には東京税理士会4,394名、大阪合同税理士会2,806名であった。その頃までは両会とも会務の運営はほぼ適正に行われた。しかし、それ以後更に会員数は増加し東京税理士会は10,000名に達しようとしており、しかも東京税理士会は各種グループが複雑に入りまじり、一部活動家の組織懸断によって会員の声は内外に反映されず、政官界・友好団体等との信頼関係も失っている。これを改善するには大乗の見地からの自主的結合しかなく、したがって、適正規模の「理論的根拠」も「自主的な同志の結合」である。組織の基礎はすべて人間の信頼関係を基盤にすべきものであり、適正規模の概念は相対的価値判断である。そこで実務的に適正規模を具体的に判断すると、前述の如く会務が適正に運用されていた昭和41年頃までの実績ある会員数が示すように、組織運営が物理的に可能な範囲内としては3,000名くらいが限界という結論に達する。

一部の活動家の組織懸断によって既に税理士会の品位を失墜しているから、この状況を改善し品位を向上させるために複数会によって新税理士会を組織しようとしているのである。税理士会は、職業専門家としての倫理を持つ税理士会員の集まりであり、すでに各グループが会内に組織されているから実際問題としては会員獲得競争の余地はない。但し、会と会との切磋琢磨の機会が乏え、会としての適正な競争関係が発生するから、それによって自主的な会員の移動が考えられるが、それは会員の倫理の高まりのあらわれであり、税理士会全体の品位向上を意味する。たとえば、東京における三つの弁護士会には会員獲得競争もなく、自主的に適正な組織運営がなされていて何らの弊害がない。

複数の会の支部が複数になったとしても、既に内部に各グループを持ちながら、業務の必要上も大部分の支部では税務署管内の同じ税理士会員として協力関係を保持しているから複数の会が正式発足した場合は、あらかじめ各支部協議会を組織し運営すればよい。弁護士会の例にみられるごとく支障はない。現在、幾つかの支部では支部常会の出席率が低下しているが、これは一部活動家による組織懸断の影響であり、各会支部ができれば仲間意識から出席率が向上するから、その支部協議会と税務署との協力関係は円滑になる。すなわち、複数会になっても幾つかの会の支部をまとめて支部協議会全体としての窓口一本とすれば窓口は簡素化し、税務署の意向は容易に多数の税理士に浸透して、行政効率のあがること期待される。本を直さない末端の改善はない。また、関係民間団体の組織にも波及する云々は、税理士会と関係民間団体とは全く異質のものであり各会はそれぞれ自治能力を有しているから杞憂である。

税理士会が増加するとしても、腹をわって話すことのできる各税理士会ができるわけだから、行政当局の指導及び各税理士会との話し合いは円滑にできるはずである。

各税理士会の指導監督は主体性をもって指導することによって、より適正な監督機能として浸透し、会や制度が更に発展して品位や質が向上する。価値観の多様化する現代においてはなおさらである。

一局複数会制とは、まさに制度の発展を志向するものであるから、「自主的な同志の結合」と「人数による歯止め」の条件が満たされれば、全国に波及してもよいはずである。実際には、東京、大阪、名古屋以外にその条件を満たす会は当面見当たらないから杞憂である。

現在のように穏健な会員が多数存在しているにもかかわらず、日税連においては一局一会制のために一部単位の議決権が統一行使されて全体として先鋭化された方向にひきずられ、日税連の運営は極めて困難となっている。複数会は、その先鋭化を緩和しようとするものであり、複数の会として先鋭な会を牽制しようとするものである。穏健な会員の意志が正常に日税連に反映するとき、日税連の運営は正常に発展することになる。

一局複数会制の精神は以上述べたとおり、自主的な同志の結合による正常な税理士会の運営を目的としているものであるから、地域割りは全く意味がない。

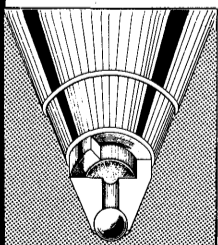
他の会の問題については、基本的には当該会の自主的判断にゆだねられるべきものである。しかしながら、先にも触れたように昭和39年の大阪の合同は昭和31年改正の指導方針に基づくものであり、当時は合併することにより適正な会の運営が行われていたが、その後事情が変化して会員数が急増しているから、大阪においても東京におけると同様に正常な会運営が至難となって自主的な同志の結合による複数会制の要望が胎動しつつあると聞く。したがって、大阪の税理士や税理士会においても多数は複数会に賛成であろう。

結び……かくして、現状のままに放置することは、将来税務行政上必ず禍根を残すことを憂慮し、大局的見地から、今こそ一局複数会制に踏み切る最も適切な時期であることを強く要請するものである。以上

「一局複数会制の問題点」に対する
一局複数会制達成準備委員会の見解

一局複数会制達成準備委員会は左記の見解を発表した。

書き味が驚くほどなめらか!



●水性インキとボールチップの組み合わせで書き味なめらか。



ボールPentel <細字>



ボールPentel <中字>

●インキ色 黒・赤・青 各色1本 ¥100

水性インキとボールチップ使用の、軽くなめらかな書き味。キャップもボディも、あざやかなグリーンで統一したボールPentelは、スムーズな書き出し、軽いタッチ、インキのポテ知らずのペン。伝票・書類書きなど事務用に最適です。筆記量も抜群、反射コピーも鮮明にとれます。

ベント株式会社

ボールPentel®

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…第10回定時総会報告、尖鋭化を懸念する問題点に対する一局複数会制達成準備委員会の見解
二頁…或る弁護士会の歴史(11)

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税理士協議会 第10回定時総会

一局複数会制実現に近づく

六月二十九日(木)に第一税理士協議会の第10回定時総会が開かれた。税理士会内の各グループ有志と共に一局複数会制達成準備委員会を組織し、国会及び当局等に働きかけ、一応のメドのついた後の総会であるだけに、或る種の落ちつきと希望の意気が満ちた総会の雰囲気であった。第10回定時総会の模様は次のとおりである。

総会は川口菊夫事務理事の司会
で開始され、兼山金野副会長の
開会の辞に続き岡崎寿士会長が次
のような挨拶をした。「第一税理
士協議会は昭和四十二年に発足し
来一局複数会制実現を称えて来
た。常に税理士会の正常化にあら
ゆる努力を尽して来たが、未正
常化は成らず、究極の目的を一局
複数会制の実現においている。一
局複数会制に対して理論的な反対は
ない。当局の一部に難色の向きが
あるが、それは新税理士会成立後
に尖鋭化された税理士会が残るこ
との心配等によりはられて来てい
る。国会では与野党を問わず賛成
しており、税理士会では東京税理
士会執行部の一部に反対があると
しても、日税連は地域的分割も考
慮しつつも一局複数会制の必要を認
めている。自民党財政部会内に税
理士法改正問題小委員会が出来た
ので、心配される諸問題に対する
われわれの見解を配り説明に赴い
たりしている。日税連の基本要綱
に基づく税理士法改正案のものは
なかなか難しく、税理士会内部の
意見も纏まっていな。若し次の
国会で纏まらなければ、われわれ
が独自で要望している一局複数会
制提案だけ抜き出して審議される
ことが予想されており、楽観は出
来ないが期待が持てる。今後益々
強力に運動を展開し、実現に邁進
する」というもの。

次いで日本公認会計士協会の尾
沢修治会長代理として来賓挨拶に
立った岩井敏副会長は、日本公認
会計士協会の立場と第一税理士協
議会の立場を明らかにしつつ、第
一税理士協議会は慎重に折衝活動
されるように、と挨拶した。

総会の議事に移り、会則により
岡崎会長が議長席に就き、委任状
と本人出席台座で総会の定足数を
満していることを確認し、総会の
成立を宣した。議事録署名人に土
橋栄夫、池田洋次郎の二氏を指名
報告事項の第十年度事業及び会
務報告の件は岡田一馬副会長が説
明し、須崎孝美理事の適正であ
る旨の監査報告を受けてこれも満
場一致で承認された。

岡田副会長説明の第十一年度事
業計画及び下田副会長説明の第十
一年度収支予算承認の件は一括
上程されて、事業計画の一部の字
句を修正・削除のち、承認可決
された。

尖鋭化を懸念する問題点に対する見解

問題点	見解
一局複数会制が実現すると、非常に尖鋭化された税理士会と穏健な税理士会ができ、かえって尖鋭化された会が活発になり、制度運営が困難となる問題がでるのではないか。	<p><現状> たとえば東京税理士会の場合、現在そのものが尖鋭化している。現状において、大部分穏健で正常な意見があるにもかかわらず、一部過激で活動的な分子のため常に混乱し、特殊法人としての当事者能力を疑わしめる好ましからざる決議を強行している。税理士法上異なった意見があるのに10,000名近い会員の意志が統一行使されるのが現状であって、明らかに少数支配的組織運営であり、一部の活動家の組織壟断といわざるを得ない。末端の会員の声は久しく会に正しい意見が反映していない嫌いがある。われわれは税理士会の内部にあって正常化に長年努力してきたが、もはや税理士会の現状における正常化は困難である。仮に役員選挙で尖鋭分子に勝ったとしても、彼らはアウトロー的なフラク活動を展開する体質を有しており、ますます泥沼化するに至るであろう。強制加入制を採用する現法上なら、会員自ら入会する会の選択権を与えられてもよいと考えている。</p> <p><成立後> 2個以上の税理士会に分割することによって、少なくとも穏健な思想・施策を構じられる会が出てくることで、仮に過激な分子のみの会が残っても、多数会員の正しい意見による会でそれを牽制することができるから、より正常化に役立つはずである。自然的に淘汰され分峰されている弁護士会の複数会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)にみるごとく自然に会員数も配分され、会の運営も何等支障なく現状に至っているのが好例であろう。一局複数会制による新しい税理士会が成立したら穏健で正常な意見を日税連に反映することができる。尖鋭化した会を牽制し封じこめることができるばかりでなく、お互いに切磋琢磨し、正しい方向に制度全体をもっていくことができる。</p>

から二局複数会制運動のその後
と当局・国会方面の活動報告」が
なされた。岡田副会長も小淵小委員
会の実情を見て次の国会まで見
守ることとした。情勢は微妙であ
るが、とにかく東京税理士会の場合
合人数も多く当事者能力も大
いているので、弁護士会のように
二つ三つの会があってもいいとす
るが、膨張して起っている。なに
し基本要綱に基づく税理士法改
正運動は範囲が拡大で多くの問題
点を含み、税理士会内部も混乱し
ているのでなかなか目の目を見な
いだろう。その際は一局複数会制
提案を抜き出して貰えるようあら
る者の面上は明らかだった。

尖鋭化を懸念する問題点に 対する一局複数会制達成準 備委員会の見解

一局複数会制が実現すると、非
常に尖鋭化された税理士会が残
るが、これに対し、一局複数会制
達成準備委員会では、次のような
見解を発表した。

ゆる努力をする。政治はハブピン
グもある。努力しようを結んだ。
このあと、第一税理士協議会と
通知公認会計士会との関係につ
いて若干の質疑が交わされたあと
三輪三郎副会長の閉会の辞で総会
は終了した。

味の素KK

キッチンドレスの似合う奥さん、好きです。

素敵な食卓をつくる贈りもの

2,000円(B-20Y)

3,000円(B-30Y)

2,000円(H-20Y)

5,000円(G-50Y)

味の素KK 夏のバラエティギフト

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 (1部 100円)

編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次

一頁 特集/座談会・税理士法
二頁 改正をめぐる問題点
三頁 暑中お見舞名刺広告
四頁 (或る弁護士会の歴史)
(は都台により休載)

二頁... (11)

税理士法改正をめぐり 座談会 問題点

特集

はじめに

岡田 本日は諸先生方、たいへんお暑いなかを、「税理士法改正をめぐる問題点」の座談会にご出席いただきまして、まことに有り難いと思います。

周知のように、税理士法改正運動というのが、非常に複雑な様相を呈してまいりまして、会員の諸先生方におかれましては、いろいろの解釈にお悩みのことと思われるのであります。今まで微妙な局面もありましたので、その都度詳細にお知らせするわけにもいかなかったという事情もありまして、会員の諸先生方には断片的にしか情報が伝わらなかったかも知れず、その点で心配をかけたかと思われ申すべく存じております。

そこで本日は、各会の総会も終り当分の総括を各会とも終らせているところであり、そのことと税理士会の進めている税理士法改正運動は如何なる関係を有するものか、それは税理士制度や公認会計

士制度を考慮するうえで、いかなる位置づけを持つものか、できるだけ明らかにして、「第一税協」新聞に掲載し、会員の諸先生方の理解に資したいと存する次第であります。したがって、座談会は一局長複数会制運動を、この税理士法改正運動のなかで強力に進めている税理士会内のグループである第一税理士協議会の諸先生を中心に、税理士法改正問題について、各界の意見を聞いていくわけでありまして、第一回は一般税理士の有志の方々を招いて意見を聞きまして、第二回として、日本公認会計士協会税務業務プロジェクトチームの小林先生、同じく日本公認会計士協会通知公認会計士公認の奥野先生にも同席頂きまして話を深めたいというわけでございまして、第三回は他の関係団体を予定しております。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

税理士法改正運動の経過と現状

の経過と現状

岡田 それではまず税理士法改正運動の経過と現状ということから見てお話ししたいと思います。税理士法から税理士法の全面改正をやりたいと持ちかけられた。かつて昭和三十九年に税理士法が廃案になっており、その必要性は認められても、その必至性は認められず、その結果、大蔵省の動き自体には特に変わりはないのではないかと思っております。或いは大蔵省においても現在、税理士法をどうも改正しなければならぬという切迫した事情があると思っております。

昭和三十九年においてはそれなりの情勢があったわけですが、退職する税務官僚がどのように扱うか。今の税理士法ではそれが無制限に増えるのではないかと、税理士法を立法した精神に若干の抵触があるのではないかという懸念が三十九年の折にはあったわけですが、今回は労組対策とかの面で大蔵省がどうしてもやらなければならないという問題点は、今のところはないのではないか。したがって受け身で

大蔵省の動きとしましては、今

出席者

- 岩崎守利 (五十音順 敬称略)
- 岡崎寿士
- 奥野恒夫
- 川口菊夫
- 小林晟祐
- 松木正輝
- 岡田一馬

あるという表現になるわけですが、次に政界の動きという問題については、これも大蔵省とやらでいっているんです。全面的に改正しなければならないというところについて、税理士法が社会全般の問題として政治の場で議論しなければならぬという切迫した事情があるかどうか。ひたすらに税理士法がどうも改正をしようというので、政界もあまり放っておけないだろうということであろうという動きは、いかに思っています。いわゆる小淵委員会といわれる税理士問題小委員会のかたちが出てくるわけですが、これも今のところ初動の動きであって、相当進展しているという考え方にはなっていないかという見解を私に持っているんです。

特に税理士問題小委員会は現在国会が休会中でもありますので、それほど活発な動きはできないわけでありまして、小淵さんとしては徐々にとまどめたいという意見をお持ちだと思われ、そのあられとして六月に公認会計士協会や弁護士会も呼んで意見聴取されたであろうということなんでしょう。私どもも小淵委員会を

複雑な動きのなかの危機的認識

岡田 松木先生、補足を頂きました。今、この岩崎先生のお話で、おまそのことはおわかりと思えますが、人間それぞれの考え方も

三光町交差点カド、伊勢丹そば

優 プラス(特) 優で600万円まで無税

割引国債

79万6,300円が5年後100万円に

割引国債 年複利5.711%		税引年4.660%(年複利)
2年定期 年4.75%	35%	税引年3.087%
貸付信託(5年) 予想年6.22%	35%	税引年4.043%

(優 特満額で分離課税選択のばあい)

"国債ブーム"がますます高まっています

新装成った **野村証券 新宿支店** へぜひお電話してください。
(担当は総務課長久寿根木庸夫でございます。)

野村証券 新宿支店

7月1日(土)より地番変更

〒160 東京都新宿区新宿5-17-9

TEL 03 (205) 1001(代)

7月1日(土)より地番変更

〒160 東京都新宿区新宿5-17-9

TEL 03 (205) 1001(代)

暑中お見舞申し上げます

市川 隆 国立市西一丁目一〇 電話(四七)三三三三	石原 光夫 新宿区神楽坂二丁目一九 電話(二六七)八四九六	石田 鉄三 墨田区八広三二一五 電話(六八二)五五四六	石井 操 千代田区飯田橋二丁目二三 電話(二六四)四六四〇	石井 巖 足立区立三二二二 電話(八八七)六三五一	池田 洋次郎 北区王子二丁目三一 電話(九二)八二二	飯沼 清夫 足立区梅田七丁目一五 電話(八八〇)八八二	有賀 徳寿 台東区浅草六三三三 電話(八七三)七九八三	浅見 孝 中野区上高田四丁目一 電話(三八〇)三六三六	浅井 新平 目黒区中町二丁目二三 電話(七二)八七四四
岡崎 寿士 中野区本町四丁目九二 電話(三八〇)一五五二	大盛 広吉 足立区千住柳町三丁目七 電話(八八二)六二二五	大堀 雅三 杉並区梅里二丁目二一五 電話(三三四)四二二二	大江 晋也 渋谷区千代田三丁目三四 電話(四六三)六四四〇	海老 美与治 港区六本木四丁目八八 電話(四〇四)〇八九一	宇津木 三郎 世田谷区桜一丁目六一 電話(四二九)七二〇九	岩村 譲一 中野区中野一丁目五六 電話(三六三)一六〇四	岩崎 守利 新宿区原町一丁目七三 電話(二〇〇)三三三三	井上 準一 千代田区神田駿河台三五 電話(二九四)三〇二二	伊藤 秀雄 板橋区板橋二丁目五六 電話(九六二)一三四五
河合 貞司 江東区大島三丁目一四 電話(六八)八四七六	上山 五郎吉 武蔵野市境二丁目二三 電話(三三五)二二二六	兼山 金刀園 練馬区上石神井三丁目八 電話(九九〇)八三四四	加藤 隆之 台東区西浅草一丁目六四 電話(八四三)〇六六一	長田 邦 稲 港区新橋二丁目二三 電話(九九〇)七三四	小川 敏市 台東区三ノ輪二丁目二五 電話(八七三)七六八	小川 弘明 荒川区西日暮里五丁目七 電話(八九二)〇〇〇一	小川 一郎 大田区池上六丁目一九八 電話(七五三)一六六七	岡部 謙三 中野区中央四丁目七一 電話(三八二)五八四七	岡田 一馬 墨田区立花一丁目三二六 電話(六二二)一八九〇
佐々木 秀明 台東区東上野五丁目一二 電話(八四)〇二四八	酒井 浅男 中央区湊二丁目一七 電話(五五)〇六四四	三枝 潮 世田谷区豪徳寺一丁目一三 電話(四二九)五三八一	斎藤 嘉三 杉並区下井草四丁目三二 電話(三九九)九四六二	倉田 由次 足立区梅島一丁目九五 電話(八八七)八四五一	久保村 得治郎 板橋区水川町二丁目一八 電話(九六二)二二二〇	木村 久 弥 中央区日本橋人形町一丁目一五 電話(六六〇)三六〇三	岸本 勝次 台東区台東四丁目一〇七 電話(八三二)二四六一	川口 菊夫 板橋区大山町三丁目一七 電話(九六二)五〇〇七	川田 浩之 新宿区諏訪町二丁目一八 電話(二〇二)三七二一
染谷 孝太郎 葛飾区堀切五丁目五〇 電話(六〇)五〇五〇	千正 清夫 中央区日本橋茅場町一丁目一八 電話(六六八)〇〇五二	関口 秀男 中央区銀座四丁目一三 電話(五四二)七五六一	鈴木 三男 大田区池上四丁目二六 電話(七五三)七四〇〇	須崎 孝美津 北区西ヶ原二丁目四〇 電話(九一〇)六二六六	諏佐 市之丞 新宿区西大久保三丁目八五 電話(二〇〇)六二二一	下田 友吉 台東区根岸一丁目〇一五 電話(八七四)七三七七	清水 多四郎 墨田区業平三丁目一〇一 電話(六三五)三九一八	島田 百郎 練馬区上石神井一丁目一六 電話(九九〇)八二二七	塩崎 四郎 中央区日本橋茅場町二丁目一六 電話(六六六)〇六六七
長坂 利正 練馬区中村北四丁目二四 電話(九九〇)一三二二	内藤 安巳 大田区蒲田二丁目一六 電話(七三二)五六三三	土橋 栄夫 渋谷区本町六丁目四一 電話(三七七)三七二〇	綱島 慶寿 品川区西五反田三丁目三九 電話(四九四)二二五六	玉家 義雄 大田区久が原六丁目六一 電話(七五〇)〇四七一	田中正 盛 大田区多摩川二丁目一六五 電話(七五〇)六五二二	田中 佐門 台東区柳橋一丁目二九 電話(八六二)〇三九四	田中 勤二郎 中央区八丁堀三丁目一八 電話(五五二)三三三三	高森 利正 江東区亀戸二丁目四一九 電話(六八二)五六三二	高橋 栄吉 渋谷区代々木三丁目五六 電話(三七〇)二四七六
前田 実 千代田区神田鍛冶町三三 電話(二五)八九四九	古屋 勝成 八王子市本町一丁目一五 電話(三三三)〇五〇九	藤井 邦保 江東区富岡一丁目一七 電話(六四四)二三四三	人見 敦 文京区小石川二丁目一二 電話(八三三)〇六八四	浜中 忠礼 青梅市河辺町五丁目三一 電話(二六四)三三四八	橋本 一雄 葛飾区柴又一丁目一九 電話(六〇七)二六六六	橋田 光臣 八王子市元本郷町四丁目一〇 電話(二六三)六三〇二	二村 倍吉 港区西新橋一丁目一八 電話(五二〇)〇八二〇	永島 徳造 豊島区目白四丁目二四五 電話(九五四)〇三三五	中島 育広 世田谷区玉川瀬田町五二 電話(七〇〇)三三三二
三輪 三郎 杉並区高円寺南一丁目一五 電話(二五)三三三三	宮武 一 江戸川区南小岩三丁目一〇 電話(六五七)五九九四	宮下 昌久 中央区日本橋茅場町二丁目一 電話(六六〇)七四〇七	都沢 美夫 江東区永代二丁目二四 電話(六四二)二九三三	峯木 清 墨田区江東橋三丁目二三 電話(六三三)九九七一	水葉 義一 秋川市小川八三三六 電話(五八)五八二二	丸山 潤次 豊島区北大塚二丁目二三 電話(九二七)五〇〇一	丸山 修司 北区赤羽西三丁目三四 電話(九〇〇)三三五五	的場 輝夫 台東区台東一丁目一三 電話(八三二)三四九五	松木 正輝 荒川区西目暮里一丁目九四 電話(八〇五)三二〇一
渡部 正広 文京区目白台二丁目一八 電話(九四二)一七七七	渡辺 孝夫 小金井市中町三丁目一三 電話(三三三)八六六八	和田 新之助 文京区本郷一丁目一六 電話(八二四)五八九五	若林 恒雄 中央区築地二丁目一九 電話(五四二)六六三三	吉田 承治 目黒区上目黒四丁目一〇 電話(七一九)三三四一	山本 日出磨 千代田区大手町二丁目一 電話(四二二)六六六六	山本 敏郎 港区西新橋二丁目一〇 電話(四三三)五五二四	山名 正夫 新宿区西五軒町三五 電話(二六〇)二七九一	森山 頼一 杉並区清水一丁目一五 電話(三九九)〇六〇一	村松 良市 国分寺市内藤一丁目〇四 電話(四二二)三三三七

(一頁から続く)

要はある。通知制度を存続させる以上、登録即入会という問題はきまらねばならず、理屈からいって、

岩崎 弊の感じは、登録即入会の問題、通知制度の問題、これはいま小委員会でもやっているんだから、最近、政府立法にしたいだけ、政府立法にしたいと理論的な非難に弱く、

税理士法改正は成るか？成らぬか？

岩崎 弁護士は許可なんですよ。今、税理士法の問題について、岩崎先生は、

松本 今の税理士法の問題について、岩崎先生は、

出席者

- 岩崎 守利 (五十音順 敬称略)
- 岡崎 寿士
- 奥野 恒夫
- 川口 菊夫
- 小林 晟祐
- 松木 正輝
- 岡田 一馬

岩崎 弊の感じは、登録即入会の問題、通知制度の問題、これはいま小委員会でもやっているんだから、最近、政府立法にしたいだけ、政府立法にしたいと理論的な非難に弱く、

岩崎 弊の感じは、登録即入会の問題、通知制度の問題、これはいま小委員会でもやっているんだから、最近、政府立法にしたいだけ、政府立法にしたいと理論的な非難に弱く、

岩崎 弊の感じは、登録即入会の問題、通知制度の問題、これはいま小委員会でもやっているんだから、最近、政府立法にしたいだけ、政府立法にしたいと理論的な非難に弱く、

岩崎 弊の感じは、登録即入会の問題、通知制度の問題、これはいま小委員会でもやっているんだから、最近、政府立法にしたいだけ、政府立法にしたいと理論的な非難に弱く、

岩崎 弊の感じは、登録即入会の問題、通知制度の問題、これはいま小委員会でもやっているんだから、最近、政府立法にしたいだけ、政府立法にしたいと理論的な非難に弱く、

岩崎 弊の感じは、登録即入会の問題、通知制度の問題、これはいま小委員会でもやっているんだから、最近、政府立法にしたいだけ、政府立法にしたいと理論的な非難に弱く、

税理士法改正に反対である

反対である

小林 私これまで受けておいて、二つの動きを考えた。一つは政府がどうするか、小委員会がどう動くか、

岩崎 政府立法になると内閣法制局で法律を作らなければならない。ところが今の内閣法制局で法律を作らなければならない。ところが今の内閣法制局で法律を作らなければならない。

松本 僕は協会の動きの中で非常に気になる問題がある。それは、日税連と関係する話。日税連と関係する話。日税連と関係する話。

第一税理士協議会の果たすべき役割

川口 七月一日付の「日本税政」を見ますと、小委員会長の動きは、税理士業界の意思統一、

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。

岩崎 通知制度を維持したりするのには、もう一つ税理士会がなければならない。もう一つ税理士会がなければならない。



「東方見聞録」の昔から

13世紀のこと。『皮膚病によく効くクスリが地中からわきでている。"こう薬"にすれば、たいへん役立つ...そして燃料にもなる...これはマルコポーロが「東方見聞録」の中で紹介している石油のおはなし。この頃すでに、石油は人間の生活のなかで使われていたことがわかります。いまではもう、私たちにとってなくてはならない石油。丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる努力をつづけています。

丸善石油



運命だと言っあきらめられますか？

身のまわりに危険がますますふえている今日。運命のいたずらに人生をダイナシにされてはたまりません。悲劇のヒーローはロマンの世界だけでたくさんです。火災、交通事故、病気、ケガ……こんな運命に泣かされないよう損害保険であなたの暮らしをガッチリ守ってください。

大正海上火災 代理店

きょうを支え あすを築く

大正海上火災 本店 〒104 東京都中央区京橋1-6-20 ☎03(561)9111(大代)

- 札幌支店 ☎011(213)3311
- 仙台支店 ☎0222(22)1431
- 横浜支店 ☎045(319)2811
- 宇都宮支店 ☎0472(42)9151
- 宇都宮支店 ☎0286(34)0231
- 宇都宮支店 ☎0486(42)2131
- 宇都宮支店 ☎0272(34)2121
- 宇都宮支店 ☎0426(46)3511
- 宇都宮支店 ☎0252(41)0781
- 宇都宮支店 ☎0762(31)2187
- 宇都宮支店 ☎0542(52)7151
- 宇都宮支店 ☎052(261)6211
- 宇都宮支店 ☎075(221)8741
- 宇都宮支店 ☎06(441)7171
- 宇都宮支店 ☎078(391)6501
- 宇都宮支店 ☎0862(32)6262
- 宇都宮支店 ☎0878(25)2600
- 宇都宮支店 ☎0822(21)2401
- 宇都宮支店 ☎092(271)8705
- 宇都宮支店 ☎0963(71)7211

或る弁護士会の歴史

<12>

複数の会の力

原会長時代の昭和十四年十月十五日、第一東京弁護士会は、常議員会の決議に基づき、政府につきの建議を提出した。

現時司法官の待遇甚だ薄く行政官に比し遠く及ばざるものあり司法官の威信を維持し其の機能を全ふせしむる上に於て遺憾なきを得ざるを以て速に適當の方法を講じ司法官待遇の実を挙げられむことを望む

右常議員会の決議に基づき及建議候也

大正十四年十月十五日
第一東京弁護士会長
原 嘉道

擁護に、いよいよ立ち上ったのである。

直ちに帝國弁護士会が呼応し、十一月七日、同様の建議書を提出した。複数の弁護士会からの建議は単独会の建議よりはるかに強い。翌大正十五年度の予算では前年比二〇〇万円増額したのである。しかし、他省に比して、なお、奉任官で四〇〇万の差があったので、昭和二年七月二十七日、再び建議を提出した。

司法官八速司法官待遇ヲ改善シ以テ之ヲ人材ヲ登用スルノ途ヲ開クヘシ 是レ司法権ノ威信ヲ頭場スル所以ト捷徑ナリ

というもので、やはり九月十九日帝國弁護士会が呼応して、同趣旨の建議を提出している。

司法官と弁護士とは直接関係がないから、いわばおせっかひに他人の世話を焼いている、と見る向きもあるかも知れないが、不公平を見通すならば、有為の人材は他に活路を求めてしまつたら、司法部の将来のゆめもきこえてくるし、ひいては司法の威信も害されることになる。国民の立場に立ち、堂々と主張をしたのである。

第一東京弁護士会と帝國弁護士会の大きな相対に立脚した活動は司法官待遇建議に止まらなかつた。すなわち司法警察官を検事局に専属させ、裁判所と検事局の分離をも主張した。これは当時、日本の検事制度を根本からゆさぶつたといわれている。

この二つが自分の提唱する検事制度改正の内容である。

一、なぜこのように改正するか。現行制度では、第一に、裁判権の独立を害するといふ弊害があるからである。いまのように判事と検事が同じ役所に同居していると、その間柄が親密になり過ぎ、判事と検事が事件について協議することが多く、判事の評議の席にもしばしば検事が出席して意見をのべる。これでは裁判の独立が保たれない。

一、第二の弊害は、現行制度では裁判所の威厳を損ずるといふことである。元來、検事の職務は犯罪の証明であつて、原告人と同じ立場のものである。然るに検事は、裁判所では常に判事の右側にすわつていて、法廷の目付役のようなつもりでいても当事者という自覚がない。判事もまた検事を当事者と思つていないので、検事が勝手気ままなふるまいに及んで、これを制しない。裁判所では判事より尊

いものはいないといふことにおかなければ裁判の威厳が保たれない。

一、弊害の第三は、検事の職務をきたすといふことである。今日の検事の仕事をみると、事件が出てくれば、たゞ手書を書くとか、公判に訴えとかいふ手続をするだけで、それ以外になにもせず、証拠は裁判所が集めてくれる。公判になつてからも手書決定書をそのまま提出するといふ申立をするだけである。これでは裁判官と原告官を混合するもので、当事者たる検事としての職務を正當に、かつ十分に果たしていかないことになる。

一、このような弊害を除くために、結局、裁判所と検事局を分離し、検事局は司法省からなる内務省に属せしめられたらどうか。検事の職務はもと裁判事務も警察事務に近い性質のものだし、またつづることによつて捜査の敏捷をきたす。更に検事を内務行政官の一部とするときは、公訴を社会の実況に伴はしめるべし。明治三十二年三月号掲載所論を要約)

花井卓蔵は更に強調

花井卓蔵も、明治三十三年九月十日の日本弁護士協評議員会に「検事独立の制度を設くる件」という議題を提出している。それは次のようなもので原の意見を更に歩を進めている。

一、検事は主権を代表して社会の罪惡を訴追することを職務とする。しかし一歩誤れば一人の自田、名譽、財産を奪ひ、時には生命も断つ。このように大切でかつ危険な職務をもつ検事は、司法大臣の監督下にあるが、万一、司法大臣にその人を得ず、党利党略に動くときはどうなるか。検事自ら信じて罪なしと思つても指押に従わなければならないし、自ら罪ありと信じていても起訴見合ふべしといわれれば止めなければならない。

一、検事は行政官であるが、一般の行政官と異なり、憲法、法律によつてある程度は終身独立の保障を与えられている。その一

自分の一歩進めて、内務省からも離したいといふのである。

(「録事」第三十五号「明治33年9月号掲載より要約」)

いわば原と花井は、検事制度を根本的に変えようという主張を、いち早く熱心に唱えていたわけである。そしてそれが導火線となつて、日本弁護士協会の主張ともなり、明治四十年四月十四日の臨時總會で、

原、司法大臣となる

第一東京弁護士会臨時總會には、ト部喜太郎ほか九名から「検事職務の司法警察官を設くることを司法大臣に建議する件」といふ臨時議案が提出された。總會記録によると、その時の模様は次のようなものであつた。

會員ト部喜太郎君
本問題二十数年前より屢次提唱シシテモ未ダ實現ナラズニシテ今更ニ何人も異論ナキ事項ナレドモ予算關係ニ於テ歴代内閣モ實現行キ難シ居リト其經過、必要ノ理由ニ付詳細説明ヲ加ヘテ此總會ヲ絶好ノ機会トシ有カナル決議ニ依テ速力ニ目的ノ貫徹ヲ要望スル旨ヲ述べ尚議長指名ノ下ニ相當ノ委員ヲ選定シ案ヲ作成及実行ニ當ラシメテコトヲ提案シタリ

會員今村力三郎君
本案二贊成意見ヲ述べ尚司法警察官更ニ単ニ検事ニ隷屬セシムルモ検事ニ命令指揮權ヲ持ツ司法大臣ノ如何ニ依テハ其弊ノ依然タルモノアルハ当然ノ帰結ナリ、茲ニ留意アリタシト希望ヲ述べ

會員ト部喜太郎君
今村君ノ注意ヲ多クシ本案ヲ擴張シ此点ニ關スル司法大臣ノ權限ニ付適當法制ノ改正ヲ為スコトモ加ヘテ賛成ヲ求め、尚委員ハ會長、副會長ヲ包含シテ十五名ヲ以テ組織シタキ旨ヲ述べ

満場異議ナク可決確定シタリ

こうして、このとき選ばれた建議委員によつて第一東京弁護士会は昭和三年三月十六日に建議書を提出した。追いかけるように、帝國弁護士会でも三月十九日臨時總會を開き、同趣旨の建議を總理大臣田中義一、司法大臣原嘉道等に提出したのである。(つづく)

検事制度改正を叫ぶ原嘉道

この考え方は明治三十一年三月四日に端を発している。ほかならぬ原嘉道が、この日、日本弁護士協会の評議員会に「検事制度を改正する件」を提出し、以來在野法曹における一つの強い主張となつてきた。原の所論はつぎのようなものである。

ピリリ一言

司法警察官は検事局に隷屬セシムルコト

この議題を可決している。また、大正九年十二月十一日の臨時總會では、

裁判所ハ天皇ニ直屬スベキ制度ヲ確立シ行政官ノ監督ニ屬スル現行ノ制度ヲ改ムルコト

という議題を可決している。

第一東京弁護士会臨時總會には、ト部喜太郎ほか九名から「検事職務の司法警察官を設くることを司法大臣に建議する件」といふ臨時議案が提出された。總會記録によると、その時の模様は次のようなものであつた。

會員ト部喜太郎君
本問題二十数年前より屢次提唱シシテモ未ダ實現ナラズニシテ今更ニ何人も異論ナキ事項ナレドモ予算關係ニ於テ歴代内閣モ實現行キ難シ居リト其經過、必要ノ理由ニ付詳細説明ヲ加ヘテ此總會ヲ絶好ノ機会トシ有カナル決議ニ依テ速力ニ目的ノ貫徹ヲ要望スル旨ヲ述べ尚議長指名ノ下ニ相當ノ委員ヲ選定シ案ヲ作成及実行ニ當ラシメテコトヲ提案シタリ

會員今村力三郎君
本案二贊成意見ヲ述べ尚司法警察官更ニ単ニ検事ニ隷屬セシムルモ検事ニ命令指揮權ヲ持ツ司法大臣ノ如何ニ依テハ其弊ノ依然タルモノアルハ当然ノ帰結ナリ、茲ニ留意アリタシト希望ヲ述べ

會員ト部喜太郎君
今村君ノ注意ヲ多クシ本案ヲ擴張シ此点ニ關スル司法大臣ノ權限ニ付適當法制ノ改正ヲ為スコトモ加ヘテ賛成ヲ求め、尚委員ハ會長、副會長ヲ包含シテ十五名ヲ以テ組織シタキ旨ヲ述べ

満場異議ナク可決確定シタリ

こうして、このとき選ばれた建議委員によつて第一東京弁護士会は昭和三年三月十六日に建議書を提出した。追いかけるように、帝國弁護士会でも三月十九日臨時總會を開き、同趣旨の建議を總理大臣田中義一、司法大臣原嘉道等に提出したのである。(つづく)

原、司法大臣となる

第一東京弁護士会臨時總會には、ト部喜太郎ほか九名から「検事職務の司法警察官を設くることを司法大臣に建議する件」といふ臨時議案が提出された。總會記録によると、その時の模様は次のようなものであつた。

會員ト部喜太郎君
本問題二十数年前より屢次提唱シシテモ未ダ實現ナラズニシテ今更ニ何人も異論ナキ事項ナレドモ予算關係ニ於テ歴代内閣モ實現行キ難シ居リト其經過、必要ノ理由ニ付詳細説明ヲ加ヘテ此總會ヲ絶好ノ機会トシ有カナル決議ニ依テ速力ニ目的ノ貫徹ヲ要望スル旨ヲ述べ尚議長指名ノ下ニ相當ノ委員ヲ選定シ案ヲ作成及実行ニ當ラシメテコトヲ提案シタリ

會員今村力三郎君
本案二贊成意見ヲ述べ尚司法警察官更ニ単ニ検事ニ隷屬セシムルモ検事ニ命令指揮權ヲ持ツ司法大臣ノ如何ニ依テハ其弊ノ依然タルモノアルハ当然ノ帰結ナリ、茲ニ留意アリタシト希望ヲ述べ

會員ト部喜太郎君
今村君ノ注意ヲ多クシ本案ヲ擴張シ此点ニ關スル司法大臣ノ權限ニ付適當法制ノ改正ヲ為スコトモ加ヘテ賛成ヲ求め、尚委員ハ會長、副會長ヲ包含シテ十五名ヲ以テ組織シタキ旨ヲ述べ

満場異議ナク可決確定シタリ

こうして、このとき選ばれた建議委員によつて第一東京弁護士会は昭和三年三月十六日に建議書を提出した。追いかけるように、帝國弁護士会でも三月十九日臨時總會を開き、同趣旨の建議を總理大臣田中義一、司法大臣原嘉道等に提出したのである。(つづく)

男の夜を濃くします。

朝になってしまうには、惜しい夜がある。スーパーニッカの一杯。男の夜をゆたかにします。濃くします。

ニッカフオキシー

Super Old NIKKA WHISKY

スーパニッカ 3000円

SUPER

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…一局複数会制のみ真の解決/税理士法改正の行方
二頁…或る弁護士会の歴史(13)

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

一局複数会制のみ真の解決 ■税理士法改正の行方

自民党総裁選や一般消費税論議もあつたかこのころ、臨時、自民党税理士問題小委員会(小淵恵三委員長)の税理士法改正作業が、いよいよ進捗しているが不明である。しかし税理士会は、あつても自己に有利に改正作業に投じさせようとする。このほど日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟の連名で、「税理士法改正に関するお願い(外部団体関係問題)」なる陳情書を作成して自民党の関係議員に配布している模様である。当然、日本公認会計士協会・同政治連盟とくに協会内の通知公認会計士会を強く反対意向を示しており、関係議員に説明に及ぼうとしている。また関連する各外部団体においても同様で、税理士会はまさに四面楚歌、多くの友好団体を敵に廻しかねない不幸に陥れられようとしている。これは同じ税理士としてまことに坐視するに忍びないものがあり、つづいて一局複数会制の実現が望まれるのである。一局複数会制を実現して組織を再編成し、あつたがため税理士法改正問題を議論すべきであり、現状のままでは社会的混乱を起しつづまるところを知らないおそれがある。全国青田申告会連合会でも七月に「税理士法改正に関する要望書」を発表し、このほど、昭和三十八年税理士法改正の頃からの同会と税理士会の歴史の経過を詳細に収録した「税理士法と納税者の立場」と題する小冊子を発行した。そのなかで再録されている記事等を、税理士法改正のゆえを探るよすがとして、すでに発表されたものではあるけれども今一度ご紹介してみよう。

一局複数会制実現のとき

一局複数会制の意義については、区域とする東京地方(各古屋敷)すでに数多く触れているところであるが、前記青田申告会連合会小冊子に再録されている元関信越税理士会長長武田厚氏の論文をこの際再読してみよう。これは、昭和五十二年一月二十七日号「時事通信」『税理士法と納税者の立場』に掲載されたものである。

税理士会組織
税理士の仕事もしているのに、私も税理士会に加入している。いや、現行の税理士法では、税理士会に入会しない限り税理士の業務を行ってはいけないという原則がある。これは結果として次のような欠点を生じている。

ところで税理士会は、国税局の管内に一つに限られるのが原則(税理士法第四十九条)であり、例外的に東京国税局管内に二会(東京都を主たる区域とする東京税理士会と千葉、神奈川、山梨を主とする連絡監督を行うことは民間人の団体としては不可能に近い。もつと会員の掌握の容易な二、〇〇〇〜三、〇〇〇人程度の会としてまとまらなければ、会の機能は発揮できないということになってきている。

さらに新たな現象として、ここ何年かの傾向としてみられることは、税理士が多分に思想づき、政治づいていっている点もあげられる。その端的な現れが、やみくもな商法改正反対運動であり、公認会計士の排撃であり、さらには税理士の職責、使命等をめぐる見解の対立である。これらについては、この方向と見解を異にする会員も、機関決定の名の下での執行部の方針に抗し得ず、さりとて自己の考え方を展開する場を持つことも出来ず、ももんとしていられるのが実情と言えよう。そして本質的には、強制加入を建前とするので、これ

税理士法改正の前途は多難

「税理士法」七月十日号に掲載された記事を紹介してみよう。

各方面への働きかけ急ピッチ
正念場かたえ税理士法改正
三月に自民党税理士問題小委員会が発足して以来、日本税理士会連合会(山本義雄会長)は政府提案による税理士法の改正を次期通常国会で図るよう国税庁、大蔵省主税局などと急ピッチで折衝をすすめている。

日税連が改正すべきとして主張しているものの中には、税理士の使命、権利、義務、税理士の業務の範囲、特別試験制度の洗い直し等。すでに監督官庁の国税庁とも個々具体的な問題の意見調整を進めており、さる七月五日には権利義務を中心に事前通知、代理権などをめぐって折衝がすすんでいる。

このうち、税理士業務については、対象税目、職務書の範囲等無関係な大衆団体と、先鋭な執行部の併存がどのような動向を示すかを懸念し、税理士の将来に危惧(きん)の念を持つのは私だけではないと思われている。

私は現在の建前を全無ならためて、一局複数会制の税理士会の存在を認め、また会員に選択の自由を認めるとともに、指導、連絡、監督の向上を期すべきだと考える。そうならば、いよいよ先鋭な思想活動、政治運動を好まぬ者は、そうでない場合に加入すればよく、手ごわい会費は活動費を極めて充実したものにするだろう。

ピリリ一言

税理士会は複雑な組織構成は他の職業団体にはないといわれている。すなわち弁護士は弁護士試験の合格者でなければならず、公認会計士は行政書士等また然りである。ところが税理士の場合、税理士法の第二条に、左の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有するとして、一 弁護士
二 公認会計士
三 税理士試験に合格した者
四 第七条又は第八条の規定による税理士試験の免除科目が第六号に掲げる試験科目の全部に及ぶ者
と続いている。

▼そこで中伊三氏あたりは、「一般試験を受けて堂々と税理士になった人はどれくらいいるのか」という。三万六千人に対しては三分の一だ。三分の二はどうかという立場の人か。特別試験を受けた人を受験資格認定を受けた人じやないか。こういううすい資格制度というものが、ほかの制度で日本にどのくらいあるのか……と本気で悩んでいる。

▼したがって税理士法改正しようとする。しかし、前述のようなわけで公認会計士法その他の職業人の職域等と重複しあつていて、税理士法を改正しようとするれば、他の職業立法も改正しなければならぬかも知れず容易なことではない。だから税理士法改正などは到底できるものではない、という楽観視も一部にはある。

▼現に各団体で税理士法改正に反対している。加えて税理士会内部では、「基本要綱を大幅に改定する」という改正案が提出されている。政府自民党の税理士問題小委員会も野党のそれと、各団体と調整し、内部も意見統一してこいといっているから、いよいよもって、税理士法改正は実現できぬものなぞと見られる。では今のままのいのか。複雑でも合理的でなければならぬだろう。それは、先ず一局複数会制を実現して、その各税理士会から税理士法改正案を再提出し直すべきかと思ふ。

むすび

税理士法改正問題はかくて容易に改正が成立するはずはないと思われるのだが、総選挙等からみれば、許さざるべきである。上程された混乱は必至である。一局複数会制を先ず実現して原状から出直すことが解決はない。

税理士業務を行う条件とすべきである。当然、日税連のこの主張は、弁護士会が訴訟代理権を盾に反対するに強い抵抗にあつていようだ。それに加えて税理士が行政書士業務も行うこととされているところから、先ず税理士が行政書士に対してエリを正すのが先決ではないかと指摘するべきである。

このように話し合いが進んでいるとはいへ前多難をうかがわせる税理士法改正だが、もう一方で台風の目となりそうなのが税理士会内部の意志統一の問題。当局側との折衝のなかで、「税理士会内部の意志統一が法改正の大前提」との判断を示されており、日税連が根回し自民議員一五〇名を集めて、組織された税理士会(山下元利理事長の発足に際しても、その点を強く念押しされた)だ。

日税連も内部の意志一般には、各単体に逐一経過を周知させていく方針で臨んでいるが、改正案に、四十七年に日税連が策定した税理士法改正に関する基本要綱から一部外れる点が出てくること懸念されている。そうならば、基本要綱とちがうではないか、といった意見が内部から出てくることも予想され、意志統一が困難な状況にもなりかねない。このほかに、税理士会は東京税理士会の一部に一局複数会制という爆弾を抱えており、それを改正案に盛り込むかどうかをめぐって一波乱ある可能性もある。

いずれにせよ、関係各方面との折衝に加えて内部の意志統一の問題と、税理士法改正の前途は多難なまじりである。



頭で考え、手で覚える。
そろばんは計算能力を育てます。

トモエそろばん 謝恩特価提供

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくはならないものの一つがそろばんです。

トモエそろばんは、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認められております。それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネットでご承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならびに全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サービスいたすことといたしました。ぜひ、御注文を下記にてお申し出てください。尚、贈答用・家庭用・学童用・生徒用も御指命ください。お待ちいたしております。

東京都文京区本郷5丁目18番3号
公認会計士会館ビル2階(〒113)
第一税理士協議会
電話(816) 3346番
振替東京0-159348番

トモエ算盤販売株式会社
本社/〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号
☎03-252-2841(代)
工場/小野・横田

或る弁護士会の歴史

<13>

分離問題、一弁の建議

昭和三年三月十六日に提出された第一東京弁護士会の建議書は次のとおりである。

建議書

司法警察官ヲ検事局ニ隷屬セシメ同時ニ検事局ヲ行政部ヨリ独立セシムルコト

理由

我國ノ司法警察官カ内務行政ニ隷屬セルニヨリ検事事務ノ統一ヲ著シ難ク其公正ヲ疑ハシハ國民ヲシテ其公正ヲ疑ハシメテ至テハ吾人ノ最モ痛歎ニ耐ヘサル所ナリ 仄カニ聞ク閣下就任以來専ラ憲法ヲ法權ノ獨立ニ致シ司法警察權ヲ検事局ニ移置スルノ議アリト是實ニ吾人ノ宿願タルノミナラス國家ノ司法權ノ為メ眞ニ百年ノ大策ナリ 然レトモ近時政黨漸ク勢力ヲ爲シ政務百般悉ク党ニ依テ行ハルル

分離問題、帝弁の建議

引續いて提出された帝國弁護士会の建議書は次の通りである。

建議書

司法警察官ヲ検事局ニ専屬セシムルト同時ニ検事局ヲ行政部ヨリ独立セシムル事

理由

我現行ノ制度ニ依レハ検事ハ上ハ行政長官ニ隷屬シ自ら其監督命令ニ服スルト同時ニ下ハ其ノ手足タルヘキ司法警察官ノ監督モ亦行政部ノ手ニ在リ交々上下ニ控制セラレ眞ニ漏網ノ窮地ニ在リ 此ノ如クニシテ能ク其ノ本来ノ機能ヲ全クスル事ノ甚々難ク時ニ世ノ疑惑濫測ヲ招カスルコトアルヘキハ素ヨリ其所ニシテ実ニ制度上一大欠陥ト謂ハサル可カラス 加之政黨政治ノ確立ト共ニ黨員相次テ大臣ニ任シ党利ノ向フ所或ハ累ヲ檢

ノトキニ方政黨大臣ヨリ司法部ニ職掌ヲ委任シテ自由ニ検事事務ヲ指揮命令スルコトヲアルヘキハ司法警察官ハ却テ政黨ノ爪牙ト爲リ其弊ヤ今日二百倍スルニ至ルヘキヤ必セリ故ニ司法警察官ヲ検事局ニ隷屬セシムルト同時ニ適當ナル法律ノ改正ヲ爲シ政黨大臣カ檢察事務ヲ指揮命令スルノ權ヲ削リ他日ノ漏網ヲ未萌ニ杜絶スルコトハ是亦喫緊ノ施設ナリト信ス 我第一東京弁護士會ハ閣下ノ企圖ヲ襄贊シ其実行ノ速カララントコトヲ願望シ總會ノ決議ヲ以テ謹言及建議候

厚い官僚の壁

ところが、この問題だけではうまくいかなかった。在野法曹の側面的バックアップも得ず、せつなくつづられた政府案は、極密院段階でつぶされてしまったのである。

昭和三年三月十六日
第一東京弁護士会
会長 岸 清一
司法大臣
原 嘉道閣下

この間の事情をいろいろの資料でみてみる。先ず「法の支配」第十七号(昭和四十四年七月)「明治百年記念座談会」大正昭和初期における司法制度の回顧」のなかから。

内藤(頼博) それについては私が小原(筆者注)の「第一東京弁護士会」から伺ったことがあるのですが、原嘉道さんが司法大臣になられて、かねて持論として検事局を裁判所から分離させるべきだと考えておられたので、司法大臣になるとすぐ手をつけられたというように聞いているんです。それは佐々木良一(筆者注)のちに「第一東京弁護士会」さんから伺ったのですが、そこで裁判所法案と検察庁法案の二つを作って、極密院の諮詢を仰いだところが、極密院の審査委員会で、極密顧問官から「検察官は司法官が行政官」と質問され政府側が「行政官である」と答えたので、「行政官に属する検察機関の組織を法律によって定めることは天皇の官制大権を侵すものではないか」といってこじこじになって、それで、司法省はこの案を撤

帝國弁護士会では、なお翌月の第三回通常総会(昭和三年四月二十五日)においても、一、政府ハ速ニ検事局ヲ裁判所ヨリ分離スル制度ヲ確立スヘシ
二、政府ハ速ニ検事局ニ専屬スル司法警察官ヲ設クル制度ヲ確立スヘシ
と決議している。さほどの翌年の第四回通常総会(昭和四年四月二十五日)でも、同文の決議をしているのである。

と云ふものは、理想と致しましては判事と同じ資格のものでありまして、判事と検事を併せて司法官と謂ひます。その判事と同じ資格ある者が公訴を執行する云ふことに依つて、檢察事務の公正を期すと云ふやうな組織に出来た検事局であります。而して我國の構成法は独逸の眞似を致しましたから、判事と検事と同じ資格の人が同じ様な修習をして、さうして一方は検事になり一方は判事になる。そして或る場合にはお互いに転官する云ふ事になって居る。即ち検事と云ふものは裁判所の中に居るべき者になって居ります。換言すれば裁判所から分離すべきものでないやうに出来上つて居る。それを我國で分けやうとするから、此処に一つの暗礁に突つかか

昭和三年から四年にかけての裁判所と検事局の分離問題は、このような次第で、さしも憲法起草の際に、検事局を裁判所から分離する云ふことを主張せらるるならば、唯分離して大

法律で規定してある官制は裁判所だけあります。是は憲法第五十七条に法律を以て之を定むとあるから裁判所の構成法と云ふものが出来た訳である。而して検事側と判事側とを分ける、どうしても検事局、或は檢察官と云ふものは法令で規定しなければならぬと云ふ議論が当然起るのであります。検事は裁判官でないことは疑いないのでありますから、勅令を以て規定すれば、勅令を以て檢察局又は檢察官と云ふものを、官制を規定する云ふ事になります。と、検事の身分保障がなくなる。身分上の保障が判事の構成法の規定の如く確実にならぬと云ふことにならぬ、檢察事務の獨立、其の公正を期する為に裁判所と検事局を分離すると云ふ目的に背する

昭和三年から四年にかけての裁判所と検事局の分離問題は、このような次第で、さしも憲法起草の際に、検事局を裁判所から分離する云ふことを主張せらるるならば、唯分離して大

納税者の声

リヒト産業株式会社
社長 田中経人氏

「第一税理士協会の皆さんに、いろいろの面で協力させて頂いていただき、新聞「第一税」を通じて、税理士会の内情が一般納税者の知るチャンスは多いわけですが、それ

だけに納税者の立場で私は私なりの考えがあるわけですが、一般に職域団体というものは一本化していることが理想であり、それは組織単位が三、〇〇名くらいが限度ではないでしょうか。それ以上になると、どうしてもイデオロギーといいますが、主義主張が一致しなくなるやうですね。まして税理士の場合、その職域に弁護士、公認会計士という兼業者があり、税理士専門的なもの、役所出身組と試験合格組が有ると聞いたりすると、職域団体に大混乱を起すことになるでしょう。

その意味では、現在私達の知っている範囲で税理士の主張している税理士法改正運動は、大分これ等兼業者の職域侵害に及ぶ点もあるやうですが、これは避けるべきだと思つて、これは執行部が意地になって押切ろうとする、職域団体に大混乱を起すことになるでしょう。

われわれ職業会計人に最も縁の深いファイル・バインダー、帳簿、ノート、コンピュータ・プライズのトップ・メーカーで資本金六億円、大阪市場にも株式公開をされているリヒト産業株式会社社長田中経人氏は微笑しつつ語り終つた。

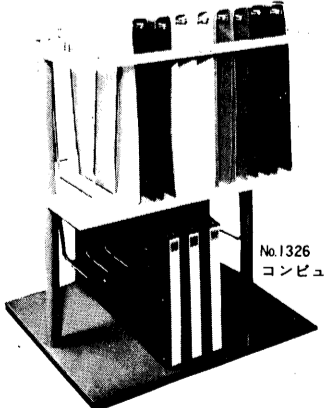
氏の「よい商品を造り、一世の為人に奉仕する」というモットーは有名である。同社のキャッチフレーズも「良い品はお得です」というポスターなども、堅牢度、デザイン等にキメの細かな配慮がなされ、着々業績を挙げている理想的経営振りは業界の一偉傑である。

しかし現実には、すでにこの改正運動は開始されているので、この根本的解決は、複数納税者にもつてはどうか方法は

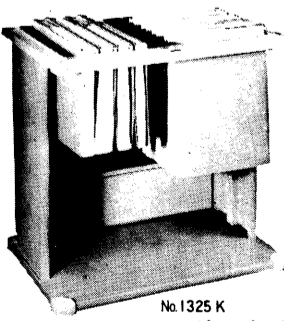
リヒト カラーファイル (4 COLOR)
売れています。抜群です。種類も豊富
オフィスで映える色です
サイズ—A-5・B-5・A-4

経営効率向上への推進力
リヒト
コンピュータファイル

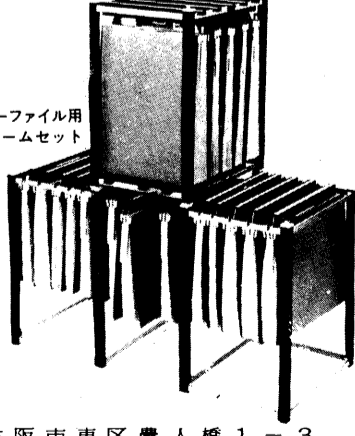
必要なデータが一括して整理移動できる



No.1326
コンピュータ・バインダーワゴン



コンピュータールームから会議室へ、重役室へ、機能的なワゴンです
No.1325 K
コンピュータ・ファイルワゴン



No.1327
コンピュータ・ファイル用ハンガーフレームセット

- 広島店 広島市東区本町1-1-10 高田ビル TEL 082(411) 3225(代)
- 福岡店 福岡市博多区博多駅前1-1-10 高田ビル TEL 092(411) 3225(代)
- 仙台店 仙台市青葉区中央1-1-10 白鳥ビル TEL 022(23) 8397
- 岡山店 岡山市北区東町2-1-161 興ビル TEL 0862(64) 0306(代)

事務用品の総合メーカー
リヒト産業株式会社

- 本社 大阪府東区豊人橋1-3-540 TEL 06(942) 2361(代)
- 東京支店 東京都中央区日本橋浜町1-6-103 TEL 03(862) 6911(代)
- 札幌店 札幌市白石区菊水四条2-1-6 TEL 011(831) 2109(直通)
- 名古屋店 名古屋市中区大須1-6-13 TEL 052(261) 6821(代)
- 静岡店 静岡市西深草町26-12 TEL 0542(47) 0702(代)

所得税法における「必要経費」と「家事費」

一橋大講師 植松守雄

(1)

本稿は「一橋論議」第30巻第5号にも掲載されています。

一、序 説

筆者はさきに本紙に「所得税法における「課税所得」をめぐる」と題する小論「前稿」として引用を書き、課税所得をめぐるといふ問題について論じたが、本稿は前稿をより論じしなかつた「必要経費」と「家事費」をめぐる問題をとり上げ、課税所得として前稿を補足することを目的としている。

所得税法上の所得金額は、普通「収入金額」から「必要経費」を差し引いて計算される。法人税法の用語では「益金」から「損金」を控除したものが法人の所得であり、営利を追求し事業活動を行う法人においては、その支出は通常事業遂行上の「損金」としての性質をもち、ところが個人は生産活動(所得獲得行為)の主体であると同時に消費経済の主体であり、その支出には所得獲得に関連した「必要経費」の性質をもつものがある。一方で消費支出(「家事費」)の支出は、普通所得の享受処分とみられるから、課税所得の計算上その控除は認められない。以上が個人の課税所得計算上の基本的なルールであるが、実際には個人の支出には様々な性質のものがあつて、税制上の基本的ルールを適用するうえでいろいろな問題が生じる。

まず「必要経費」と「家事費」の概念自体明確なものでなく、両者の概念の境界線に切り切りなく、費用があるから、個人の支出には所得、控除する支出金額の範囲を「必要経費」より限定しているもの(一時所得、特別の控除をもちて代えているもの(給与、退職所得)があり、中には「収入金額」をそのまま所得金額としているもの(利子所得)もある。しかし所得金額の計算上控除される費用は「必要経費」というより「給付所得控除」(二八〇、三二〇)にも「必要経費」控除の趣旨が含まれている。

所得税法の「必要経費」に関する規定は種々の細目になつていて、事業所得等の「必要経費」の基本的な概念を示す規定を挙げると、それは事業所得等の「総収入金額」に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(三七七、別記事業用資産等の損失も「必要経費」に含められている(五一))の所得税法の「必要経費」の規定は、表現の面で法人税法の「損金」の定義(二二三)とほとんど同一であり、法人税法の「損金」の概念は企業会計における費用(ないし「損費」)の概念に対応する同法二二四参照)ものであるから、この所得税法の「必要経費」の概念もそれと同一ないし類似のものと考えることができる。ちなみに所得税法は昭和四〇年に全文改正され、現在の形となつたが、それまで「必要経費」は、各種の費用項目の列記に続いて「その他の経費で当該総収入金額を得るために必要なもの」と定義されており(旧法一〇二)、表現のうえでも現在の定義が一層広義のものとなつていことがわかる。

なお税法は事業用資産以外の各種資産の損失については一定の制限の下での控除を認め(五三、四二四)また、キャンセルによる利益等を代表例とする「一時所得」については、「必要経費」という語を用いず、控除し得る支出を収入を得るのに直接に要したものに限定している(四四二)。

一方所得税法は「家事費」については、格別定義なしに「家事費」および「家事関連費」は必要経費に算入しない旨を定め(四五、四六一)また「家事関連費」については、一定の条件の下で必要経費の部分が分別できるときは、その部分の控除を認めるものとして(九九九)。

(一) 以上のような税法の規定からしても、個人の事業経営から生ずる所得に限らず、その「必要経費」は、法人税法の「損金」にたがって企業会計上の「費用」(損費)に準ずるものと考えることができ、その範囲は、事業遂行に直接に必要とする費用に及び、その必要性も不可欠な適切なものに限り、合理的なものを含まない事業遂行上の目的を達成するために事業用資産等の損失をも含むものと解される。もっとも実際には税務局の税務執行面でも、また裁判所の判決においても、また「必要経費」の範囲を限定的に考える云々の思想的影響が残っていることは前稿で指摘したとおりである。

さて、それが人間の衣食住に関する支出をはじめとして、その社会的、精神的、文化的生活を営むうえで必要とされる諸消費を意味する概念であることは当然である。しかしその外延は漠然としていて、「必要経費」と「家事費」の区別が問題となるような場合には、むしろ「必要経費でないものが「家事費」である」といふ等しい。したがって税法が「家事費」を必要経費に算入しないといふことには、ほとんど所得計算上の「必要経費」を控除するということが裏がえしをいっているべきでない。

もとも税法は同時に「家事関連費」も必要経費に算入しないこととしており、もしこれを文字どおり適用するならば、問題は大幅に単純化される。実際にも古い時代の所得税法の運用では、今日問題となつてゐるような多くの問題は、「家事関連費」の名の下にありさつて片づけられていたものといつてよい。だが今日では前述のような「必要経費」と「家事費」の区別が厳格化されて、国税庁通達(運用上の方向を拡大している。しかし現在もこの「家事関連費」の必要経費算入規定を解釈上の拠りにする場合はある)は、後に示される通りである。

(二) 「必要経費」の内容は一応以上で十分に理解できるようにも、所得税法の各々の支出が「必要経費」に当たるかどうかの判断については、個人特有の困難性がつきまゝである。すなわち個人には所得獲得活動のほかに消費生活があり、しかもその行動には経済合理性のほかに人間の付合いや義理人情、趣味嗜好娯楽などの要素が混在し、その支出の内容を複雑にしているからである。そこに「必要経費」と「家事費」との区別が、いし両者の要素の混在の問題があらはれる。そして「必要経費」に算入されることにはならない。そして「必要経費」については、給与は合理的な額をたなければならぬこと、旅行は浪費的なものでないこと、たかふものは控除されないこと、交際費等の控除に特厳重な条件があることなどが注目される。

問題は必要経費の控除において「通常必要」という要件がどのよき働いているかであるが、その要件によつて控除を否認された代表的な例は、事業遂行と何らかの関連がある場合に、法律上の義務なくして任意にされた他人の債務に対する支払が「通常」でないとして否認された例であり、パブリック・ポリシーとしてワイロ等違法支出の控除を否認する根拠に、「通常必要」という要件が援用された場合もある。しかし一般的にこの要件によつて控除を否認されることは少なく、納税者に対する一種の「警告」として作用しているのが実態であるといわれる。パブリック・ポリシーの問題は後でふれることとして、右に挙げた「任意支払」の否認については、もちろんケースによつて異なるが、贈与の要素が強い点でわが国でも控除を認められない場合が多いものと考えられる。わが国では直接「必要経費」か「家事費」かという形で提起される問題が、アメリカでは通常「必要経費」の要件というスクリーンを通じて議論されるだけ形式的な手掛りがあることになつて、全体として「通常必要経費」と「家事費」の間に本質的な差はないように思われる。

(一) 前稿一五一頁
(二) 所得基本通達四五一二
IRS162(a),
212, 262, 274
(三) Harvard Law School,
World Tax Series, Taxation in the United States (1963) P.432
の種の事件に対するリポート
ウェルチ・ケースはウェルチ判決
(Welch v. Helvering, 290 U. S. 111, 114 (1933)) で、同事件では破産会社の前役員が、自分自身で類似の事業を開始するに当たって顧客関係を維持し、自己の信用を高めるためにその破産会社の債務の一部を弁済し、その支出金額の控除ができるかが争われ、裁判所はそのような支払は「必要経費」か「家事費」かという点で「通常」ではないと認め、控除を否認した(確井・前掲(同研究)(二)五五三頁以下参照)。
(五) Mertens, op. cit. p. 43, 534
(六) Taxation in the United States p. 434



頭で考え、手でおぼえる...
そろばんは計数能力を育てます

トモエそろばん 謝恩特価提供

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくてもならないものの一つがそろばんです。

トモエそろばんは、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認められております。それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネットでご承知のことと存じます。

今般、特別の關係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならびに全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サービスいたすことといたしました。ぜひ、御注文を下記あてにお申し出てください。尚、贈答用・家庭用・学童用・生徒用も御指命ください。お待ちしております。

東京都文京区本郷5丁目18番3号
公認会計士会館ビル2階(〒113)
第一税理士協議会
電話(816) 3346番
振替東京0-159348番

トモエ算盤販売株式会社
本社/〒101 東京都千代田区神田2丁目14番3号
☎03-252-2841代
工場/小野・横浜



★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる



発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…新しい1979年こそ一局複数会制の実現へ
或る弁護士会の歴史(14)
二頁…所得税法における「必要経費」と家事費(2)
植松守雄

新しい1979年こそ 一局複数会制の実現へ 第一税理士協議会 理事 事 会

十二月二十一日、今年一年の活動を回顧し来年の結実を展望する締めくくりに、第一税理士協議会理事会を開催した。ご承知のように改定があり、年末、来春に備えるし、情勢の変化があったので、税理士法改正問題は表面上変化があらわれていないが、自民党小委員の改正案検討は進められている模様であり、新しい年の到来にも向うの動きを示すものと思われる。この間にあって、第一税理士協議会の主催する一局複数会制運動は、税理士法改正問題の中でも論議されているだけに、その進捗状況と全く無縁ではなく、今後いろいろの紆余曲折はあっても、しかし第一税理士協議会執行部のためにも努力が効を奏し、徐々にその主張が政界に浸透しつつあるので、来年こそ一局複数会制が実現するものも明らな展望のもとに運動の総括をした。したがって、この理事会終了後開かれた忘年会も落ちついたなごやかなムードで終結した。

理事会では、先ず岡崎寿士会長が一局複数会制運動の経過報告を兼ねて会長挨拶に立ち、かいつまんで経過を報告して、「税理士会の例の、税理士法改正に関する基本要綱については各界から反対があつて、税理士法改正問題を検討している所謂小委員会においても戸迷ひを感じている模様であり、基本要綱の線は事実上不可能であらうと思われる。これに反し、一局複数会制の運動については基本的にどこにも迷惑をかける、税理士会の現状からみれば当然のことなので反対がない。そこで来るべき通常国会においてぜひ実現したい。税理士法改正問題の中で論じられているために今年はやや停滞したが、有力な議員各位のコンセンサスを獲得している。新しい年こそは、実現する曙光が見えてくる」と結んだ。

或る弁護士会の歴史

昔ばなし

前章において、裁判所と検事局の分離問題だけは、不幸にして挫折したことが述べたが、それに関連していかんが当時改革なるものが困難であったかを知る挿話をもう一つ紹介しよう。「自由と正義」(昭和十四年一月号「昔断丸山良策」は次のようにある。

田中義一陸軍大将に組閣の命が降下して、原嘉道博士は司法大臣就任が内定した。明日親任が行われるという前後、九段の原邸には一門多く集って活気が溢れていた。原博士が積年主張し続けられてきた司法改革の気運が到来したのである。

陪審法の実施へ

第一東京弁護士会と帝国弁護士会の複数弁護士会は、しかめげで前に進んだ。

それは陪審制度の実施である。陪審法自体は、既に江木衷の指導によって大正十二年に公布されていた。しかし、陪審法が成立してから、実施まで五年半という長い年月を要した。それは陪審制度が要するところ、それは陪審員が裁判官の地位に就く必要であったこと、裁判官の地位が陪審員よりも高くない限り、陪審法そのものの威信にかかわることになるから、準備態勢に万全を期しようとしたことによるのであるが、江木衷の死も影響したかも知れない。

検事と弁護士の位置問題

実施準備の環として、司法当局では、外国の陪審裁判の運用状況視察のために判検事及び本省高等官を海外に派遣した。また、全国的裁判所に、陪審法とこれに付随する陪審員の宿舎を新設する作業にともなったり、要員の養成や事務面の整備につとめ、更に当局は国民に對し陪審知識に関する講演会を開いて解説書を配布し、映画、新聞、ラジオを動員するなど普及啓蒙運動を行った。おまそ一つの法律を実施する際に、これほど年月をかけて大がかりなPR運動を展開したのは空前のことだった。このことは結構なことであるが、この際、在野法曹にとって最も関心事であったのは、陪審法廷における検事と弁護士の位置問題であった。

陪審法廷に於ける検事席と判事席より低く弁護人席と同等ノ高サト爲シ其位置ハ適宜之ヲ定ムルコト

四月十二日、青山斎場で江木の葬儀が行われた。そのとき花井卓蔵が読んだ弔辞が「正義」(大正十四年七月号)に掲載されている。以下はその一節である。

然れども先生の首倡に繋る陪審制度は未だ実施に至らず、先生の提議に繋る帝国弁護士会は未だ存立に至らず、而して其実施其存立皆俱に先生に待つもの極めて多きに、今其遺徳に遺ひ泰山頌頌架木榑、吾人哭して慟せざらんとするも豈に其れ得べけんや

江木は、こうして陪審法の実施を前に、世を去った。陪審法が実施されたのは、それからさらに数年たった昭和三年十月一日である(「われらの弁護士会史」)

陪審法廷に於ける検事席と判事席より低く弁護人席と同等ノ高サト爲シ其位置ハ適宜之ヲ定ムルコト

陪審法廷に於ける検事席と判事席より低く弁護人席と同等ノ高サト爲シ其位置ハ適宜之ヲ定ムルコト

所得税法における「必要経費」と「家事費」

一橋大講師 植松守雄

(2)

本稿は「一橋論叢」第80巻第5号にも掲載されています。

三 「必要経費」と「家事費」の区分をめぐる問題

1 「必要経費」と「家事費」の関係

次にこれからの議論の前提として、まず上述した「必要経費」および「家事費」の概念を受けながら、両者の関係をめぐる若干の基本的な問題に論及しておく。

(一) 前述した「必要経費」の意義からして、それは何らかの意味で所得獲得行為と関連性をもったものでなければならぬが、個人の場合、その因果関係の連鎖をたどっていくなかで、しばしば「家事費」の領域に足を踏み入れる。たとえばアメリカの判例で、共働き夫婦が子供の養育のために女中を雇った場合の費用について、そのような費用の支出がなければ動きに出ることもない(なかりせば(Aut for)のテスト)として、その必要経費性を主張した事件において、裁判所は、そのような論理を推し進めると、医療費も衣食住の費用も、それを欠くときは事業の遂行も所得の獲得もあり得ないという意味で必要経費と類推されることになりかねないが、これらはまさしく「家事費」であってその控除は認められないという論法で納税者の主張をしりぞけた(スミス事件)。

この判決は示唆にとんでいて、事業遂行(所得獲得行為)との関連性(この点から出発してその因果関係をたどっていく)と、その連鎖が果てなく広がるが、他方の極に控除されない「家事費」に属する諸費用を対置し、それと対比する(この点によって)適当に事業関連性の連鎖を断ち切ることができ(つまり「必要経費」(事業関連性)と「家事費」(事業関連性)の両面からアプローチし、総合的判断として)問題

の支出をこれらの領域に属する費用とみるかという手法である。さきに「家事費」の必要経費不算入の規程は、ほとんど「必要経費」の規程がえしと述べたが、この規程も、実はこの程度の効用はもっていることである。

「必要経費」と「家事費」は二概念的に区別できるが、実は「必要経費」として控除できる費用中に意外に「家事費」の領域に踏み込んでいられることがあることを指摘しておく。

その代表的な例は旅費で、事業者がその業務遂行に必要とする旅費は、交通費に限らず旅行中の宿泊費、食事代その他の諸雑費を含めて必要経費とされることに大方の異論はない(給与所得者については、その所得計算が「命懸け」(命懸け)という方法をとらな

いところから、その支給を受ける旅費は非課税(所法九一四)とされるが、それは旅費を給与所得者の必要経費とみることに等しい。人間どこにいても必要な食事は本来「家事費」で「必要経費」ではなく、旅行費用として問題となるのは旅行に伴い家庭で生活する場合と比べて割合となる部分であるが、その部分を認定することがむずかしいことから、旅行中の食事代すべてを含めて旅費が支給される必要経費として控除することも認められているものと考えられる。このように本来は追加的費用の控除を目的としながら、食事代そのものを控除(非課税)する例はほかにもある。国税庁は残業や宿日直をした者に支給する食事は課税除外の取扱として、船員が乗船中に支給を受ける食料も無税である(所法九一四)の所令二二〇。さらに在外勤務者が国内

勤務の場合に受けらるべき通常の給与に計算して受ける一定の在外手当も非課税であり(所法九一四)の所令二二〇)に至って非課税措置は、食費に限らず外国での生活費全体をカバーする手段そのものにまで拡大されている。「家事費」にまで拡大されている。

非課税の原則からいえば、まことに奇妙にみえるが、雇用主の必要に基いて外国に勤務し、その業務を遂行するために必要とされる諸費用をカバーする点で、あたかも長期にわたる外国出張の場合の旅費にならざるをえられらる面があるといえよう。

ついでに外国の税法で追加的増徴の控除を認められる例を挙げておくと、西ドイツでは、被用者が自己の家庭を有する地以外で勤務し、勤務地にも居住するときは、二重生活のために生ずる増徴経費を「必要経費」とし、アメリカでは、国元(レジデント)の二重生活を必要とする国會議員に対して三〇〇〇ドルの生活費の控除が認められる。

以上例示した諸費用は、その本来の性格が通常の生活費をこえる追加的費用であるという点で共通性があり、その点実は「家事費」中の異常支出(負担)を控除する雑損控除(医療費控除)といった所得控除の制度とも共通した性格をもっている。ちなみにいささかきりかたに「必要経費」で問題となつた費用も、「必要経費」でないにしても一種の追加費用であり、アメリカではその後の税法改正で、一定の要件の下でこの種の養護費の控除を認める制度が設けられた。

(三) いわゆる純資産増加的所得概念の下では、課税所得計算上控除されるのは、本来「必要経費」に限らず、「家事費」の一部にも及ぶものと考えられる。

前稿で純資産増加的所得概念(包括的所得概念)についての代表的見解としてサイモンの個人

所得の定義を引用したが、それは「一定期間において消費のために行使された権利の市場価値と、当該期間の期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計」を意味するものであった。簡単にいうと、個人所得は「一定期間中の個人の消費金額と純資産の増加額との総和」である。一方われわれのもつ通常の所得概念は収入から経費を差し引いた金額であり、その所得は消費生活に使用され、また純資産の増加をもたらし、その限りでは両者はいわば「財産計算」と「損益計算」の差にすぎず、アプローチの方法は違つても同じ目標を狙っているものといふことができる。しかし前稿で詳しくくみかたに「収入金額から「必要経費」を控除して「所得」を計算するときのそれぞれの範囲の定め方など(一時的、偶発的収入や資産の評価益を加えるか、資産損失の控除を認めるかなど)によって両者の「所得」に差が生ずるだけなく、損益計算の手法では所得計算に異なる点がある。家計部門において「消費」の範囲をどのようなものとして把握するかによつても差異が生れる。

家計部門でも、もちろん人間の生活に伴つて各種の費用の支出があり、損失の発生がある。サイモンのいう「消費」が何を意味するか明確な定義があるわけではなく、通常「消費」とは、人間が生活し、もつもの欲望を満たすための財貨・サービスの消費を意味し、また、そのような人間の生活に価値をもたらすものが「消費」として所得の一部を構成するものと考えられる。そうだとすれば家計部門の支出・損失のすべてが「消費」ではなく、反面純資産増加的所得概念の下では「消費」以外の家計上の負担も、所得計算上の控除項目となることを意味している。災害、盗難等による損失や医療費などのやむを得ない家計

支出が、その代表的項目であることはいままでもなく、より一般的にいうと、「消費」にあたらぬ「家事費」の支出は、任意的要素がないかまたはきりかたに希薄な負担(一種の損失)に強いられた負担として扱われることができる。

(二) 挙げた旅費の諸費用は、業務遂行に必要とされる追加的費用という意味で必要経費の性格をもっているが、追加的増徴費用として理解することもできる。アメリカの税法では、「項目別控除」(Itemized Deduction)のタイトルの下で、「必要経費」の控除とともに各種「家事費」の控除に関する規定が並列され、いずれも課税所得計算上の控除項目とされており、しかも前稿で述べたように、その控除される「家事費」の項目は、わが国よりはるかに多い。このようなアメリカ税法の形式・内容は、わが国の場合以上に純資産増加的所得概念が浸透していることを示すもののように思われる。

2 「必要経費」と「家事費」の区分

(一) 「必要経費」と「家事費」の間には、抽象的な基準では容易に境界線を引くことができない領域がある。さきに指摘したように、目によつては「必要経費」と「家事費」といって観念の仕方が次第で、かりに「家事費」に区分しても、税法の特別の規程で控除(非課税)が認められる費用もある。

「必要経費」か「家事費」かという点がよく論議される費用に通勤費・旅費、教育研修費などがあり、わが国では同志社大学の島教授が提起したいわゆる「サラリーマン訴訟」において被服費、散髪代等まで必要経費と主張する「サラリーマンの必要経費」論争

が注目された。しかしここでこれらの費用について詳しく論ずる余裕はないので、他の論議を参照願つておとし、ただ「必要経費」と「家事費」の接点にある代表的費用として通勤費・旅費の問題だけを簡単にみておこう。

なおこれらの費用はある意味で「必要経費」と「家事費」の双方の要素が混在する費用ともみられ、その意味で後で取り上げる、このような性質をもつ諸費用の一つとして理解することもできる。

しかし後で述べるビジネス旅行と観光を兼ねた旅行の旅費や個人的消費の要素の混入した交際費などが、明らかに必要経費と個人的消費という二つの要素をあわせもつているのに対して、ここで挙げた通勤費・旅費、教育研修費などは、見方によつて必要経費とも家事費ともみられる性質の費用であり、先述の「スミス判決」における子女養護費と同様、「必要経費」と「家事費」の分別というより、まさそのいずれに属するものともかぎり難しさを要する費用として性格づけられることができる。

(二) 住居と職場との通勤に要する通勤費は、住居の選定が個人の嗜好にかかるところがある点で、「家事費」と「必要経費」の間の接点にある。

アメリカでは「税法に明文はないが伝統的に通勤費は「家事費」に該当し、控除できないとする解釈がとられ、財務省規則にもその旨明示されている。我国でもかつては同様の解釈がとられていたようであるが、給与所得者に対する通勤費(通勤定期券等)の支給が給与所得に含まれることとなつた課税(通勤定期券等)の支給が給与所得に含まれることとなつた課税処分を支持した最高裁判決もあ

る。しかし現在所得税法は、給与所得者が通勤費用に充てるものとして受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要である認められる部分として政令で定めるものを非課税とする規程を

設けている(九一四)。わが国では勤労者が自己の自由な選択によつて居住地を選択する余地は限られており、その通勤事情からいって一般的に通勤費を所得の処分(家事費)と考えるのは無理があるところから、このような非課税措置がとられ、たが非課税とする通勤費を右のように限定することによって、いわば「家事費」と「必要経費」との境界を法定したものとみることができ、給与所得者の通勤費についてこのような規定がある以上、住居と事業場とを異にする事業所得者の通勤費についても、それに準じて解釈するのが筋道と考えられるが、税法はほその点についての規程がなく、各種の事情の下でどのような範囲の費用を「必要経費」とみるかは困難な問題である。

通勤費に似たものに旅費があり、しかも旅費は、通勤費のように交通費に限らず、旅行中の宿泊費、食事代等をも含めた費用である点で本来「家事費」の要素がある旅行費用について「家事費」か「必要経費」かの区分が問題となる場合が生じる。また、住居と事業場(勤務先)との間の距離が遠距離で、その通勤に相当多額の費用を要するような場合には、その費用は、普通通勤費というより旅費の範疇に含めて観念されるが、そのような場合の旅費の取扱は、当然通勤費のそれと関連をもつ。

旅費にかかると「家事費」と「必要経費」の区分をめぐるアメリカの税務には多くの判例があり、はなはだ錯綜した分野を形成している。リーディング・ケースのひとつ、フラーズ事件では、X市に住む弁護士が、X市での業務を停止してY市から数百マイル離れたY市にある鉄道会社に雇われ、頻りにX・Y両市を往復し、その往復に要した交通費およびY市滞在中に要した宿泊料・食費を旅費として控除を求めて争つたところ、裁判所は、その控除を否認した原

処分を支持した。

(次号へ続く)

キャップのついた、まったく新しいシャープ、ケリー



独創的な機構、シャープのイメージをかえたキャップのついた新しいシャープ。
 通常はキャップにより先金を保護する万年筆タイプ。
 キャップを後軸につければ、そのままノックして使用でき、
 消ゴムもキャップをつけたまま使用できます。

軸色：ブラック、グリーン、ブロンズ、ブルー

■ぺんてるシャープ<ケリー>
 0.5mm芯 ¥1,500

世界の人の手に

ぺんてる®

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁 年頭の挨拶
二頁 所得税法における「必要経費」と「家事費」(3)
三頁 植松 守雄
四頁 年賀名刺交換

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



年頭所感 第一税理士協議会会長 岡崎 寿士

新年おめでとうございます。年頭に際し、会員の皆様のご健康とご繁栄を心から祈り申し上げます。昭和五十三年は政治の混乱、経済の不況、企業倒産、失業の増加、物価高騰等国民生活の困窮、田高により国際関係の悪化等誠に憂慮すべき状態でありました。このことと併せて今年も継続して、これらから脱出するためには国民一体となって忍耐と創造的精神をもって全般的努力をなすべきものと思っております。

わが税理士会においては今年も引続き税法の改正、商法再改正問題への対応策、青色申告会との関連等々諸問題に関する運動を展開されるものと思ひます。しかし、これらの運動は一方策を歩みれば社会的信頼を生ずる結果となりかねないことになりま。す。このため税理士会が一方的に独走する懸念があるからです。その原因は現行税法が税理士会の現状に適合しなくなつたこと、つまり、国税局管内に一個の税理士会の設立しか認められないという原則と、さらに強制加入制であることから、好むと好まざるにかかわらず、その税理士会に入会しなければならないという制は税理士会発足当時とは異なり、税理士会発足当時とは異なり、この強制加入制は税理士会を強化するために有効であったのであるが、現状は特に東京税理士会の如きは近く一万人にも達しようとして、マンモス会ともなれば、一般会員の執行部に適切に反映せず、執行部の独断が専行されることとなるのは必定、さらに、税理士会の会員の構成が色々の資格を兼ねて、この立場の相違を生ずる意見の相異により摩擦が生ずる結果となり、一局一会制の弊害は会務の運営上のみならず、役員選挙においても、会費の徴収とその用途についても、随所に露呈されている。これが現実の姿です。

わが第一税理士協議会は過去十年間税理士会の正常化をモットーに一貫して活動を続けてきたのでありますが、究極のところ税理士会の正常化は、一国税局管内に一個の税理士会という制度を改めて一国税局管内に二個以上の税理士会の設立ができるようにすること以外に方法はないとの結論に達しております。この主張を続けてきたわけで、民主主義国家の制度として強制加入という制度が認められるべきならば、その加入しよとする会の選択の自由は当然に認められるべきものと確信する次第です。勿論、この複数の会は地域制による結合によるものでなくてはならない。このことはやがて税理士会が正常化し、各単位会が相互に互いの競争を招き、切磋琢磨し向上発展するという結果を生み出す。

れるでしょう。また対外的にも友誼団体に何等の支障をも与えないのがこの改正の特徴でもあります。幸にして昨年はこの運動が各界各層に認識され、政府並びに国会方面においても、委員会が設置され、これに関する改正案が検討されつつある状況にあり、漸く明るい見通しとなりました。更に本年は、その実現に最後の努力をする覚悟であります。また本年は税理士会の役員改選の年でもありますので、近畿税研を始めとし、校友会、清流の会並びに計理士会等志を同じくする朋友と相携えて、同志のうちより立派な役員を選出するよう強力な運動を展開する必要があります。どうか今後ともご支援の程をお願いいたします。次第です。

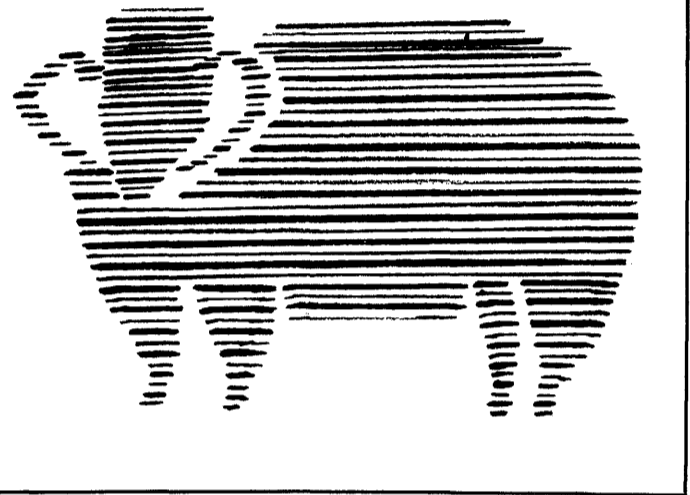


年頭のご挨拶 近畿税務研究会会長 稲田 政治

昭和五十四年己未の新春を迎え、貴会並びに貴会員の皆様、謹んでお祝いを申し上げます。本年は元旦から、穏やかな好天に恵まれ、日さしも和らぐ、まことに結構なお正月でございます。加入という制度が認められるべきならば、その加入しよとする会の選択の自由は当然に認められるべきものと確信する次第です。勿論、この複数の会は地域制による結合によるものでなくてはならない。このことはやがて税理士会が正常化し、各単位会が相互に互いの競争を招き、切磋琢磨し向上発展するという結果を生み出す。

研究団体として、法改正が公認会計士に不利益をもたらすようなことにならないよう、組織の内部から正常化のための努力を尽すことを、第一目標としております。貴会では、この問題と関連して従来から一局複数会制運動を進めて来られたが、その後の情勢の推移を見ても、当初の意図である同志的自由加入の分割を認めず、地域的分割による複数会の必要性は認める如き論議が、日税連や、当局側で行われているに反し、このままでは、私達が念願とした、第一税理士協議会が実現できず、複数会制の新設は不可能となり、複数会制の及ぼす効果は著しく減殺されることになりま。果たして成算は如何でありますか。新年の課題としてご教示賜りたいと存じます。現在、大阪合同税理士会は、会員数七千名に達せんとし、組織の巨大化に伴う機能の低下は、まさに憂慮すべき状態にあります。会員にとつて必要不可欠な事務、法等の研修の一つとして、極めて形式的に、申しわけのないように実施されるのみで、到底全員の満足を与えるような十分な形での実施することは、物理的に不可能であります。しかも、これをカバーすべき、支部又は部会においても、税理士法改正対策や、小企業問題に追われ、地道な研究活動は等閑に付されております。私達近畿税研では、斯様な欠陥を補完するため、研究活動を重点を置き、各税目に関する研修会を開催し、会員の資質向上に努め、国税当局を初めとする関係者各位の

賀正 '79

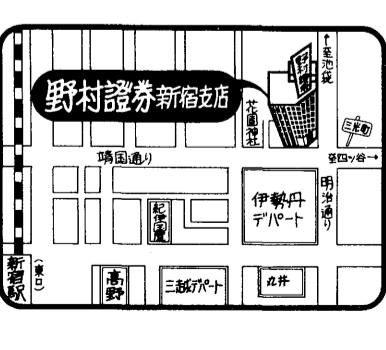


信賴を獲得致しておりますが、一般税理士の不満は充たされないうままに放置されている状況であります。斯様に、一局一会制の弊害は、東京大阪において顕著であり、単なる地域的分割のみでこの弊害が除去されるか、極めて疑問であり、貴会において推進しておられる同志的自由加入による一局複数会制こそが、最も望ましい対策であると考えられますので、この上でも活躍下さいませ、お願い申し上げます。なお、近畿税研につきましては、日本公認会計士協会及び同政治連盟の進められておられる、税理士法改正反対運動に協力することを第一義とし、そのため問題の焦点が呆けることを回避するために、一局複数会制運動を一時中止しておりますが、法改正反対運動の目的が、再び貴会と呼吸して、運動を再開したいと考えておりますので、ご諒承をお願いいたします。本年は、税理士制度にまつても、貴会及び当会にとつても、極めて重要な年となりそうですが、私達はあくまで、公認会計士たる税理士として、その立場を堅持し、主張すべきことは堂々と主張して、われわれに寄せられる会員の信頼に心えねばならないと思ひます。そのために、創立当時の初心に立ち帰り、所期の目的を達成するため、相呼応して全力を傾注することを年頭の決意として申述べ、ご挨拶にかえる次第でございます。

今年も光る! 年 6.180% + 特優

今年も〈国債〉は野村で どうぞよろしくお願ひします。

お電話でのご相談もお気軽に
国債専用電話
東京03
(205)0091
~2



野村証券
新宿支店
〒160 東京都新宿区新宿5丁目17番9号

所得税法における「必要経費」と「家事費」

一橋大講師 植松守雄

<4>

三 「必要経費」と「家事費」 との区分をめぐる問題

2 「必要経費」と「家事費」
との区分(承前)

内閣蔵入の否認の根拠は、税法が認める「住所を離れての間」の旅行とは事業所を中心として「Y市」を離れて旅行した場合の旅行を意味するものではない。最高裁は、この「住所」の解釈には「Y市」に居住する個人の嗜好の結果であり、したがって以上の諸費用も個人的費用であるとするものであった。フローズ判決の考え方は、アメリカにおける前記の通勤非課税の思想と一貫性をもっている。

わが国の場合も、給与所得者が受ける旅費で非課税とされるのは、その勤務場所を離れて職務を遂行するための旅行をした場合などに、通常必要とされる旅費であり(所法九一④)、右のケースでの弁護士業務を給与所得者の業務と考えれば、前述の諸費用はこの非課税規定には当たらない。また、往復の交通費も、前記の非課税とされる通勤費の範疇をこえていない。しかし実際の税法執行では通勤の費用は税法の条文の範囲をこえて非課税とする取扱もあり、他の諸費用が旅費等として支給されているときは、非課税とされる可能性があり得る。右のケースを事業所得者に当てはめた場合には、具体的な税法の規定がないだけに、さきにコントロールパンヤルな問題となり得る。例は違わがかりカリフォルニアの農場で勤める日本の短期農業移民がアメリカで稼いだ所得の計算について米国税法と日本間の往復の旅費が控除されないことが問題とな

かるものまで含まれている(所法九一④)(前述の外国人野球選手の旅費も、それに含まれて考えられる)。

以上で断片的な紹介にすぎないが、通勤費・旅費をめぐる「必要経費」「家事費」の区分については、いろいろの考え方があり、その中でわが国の税法は、球団持ちのその費用は課税除外が認められているようであり、さらに日本の事務所を勤める外国人従業員の休暇期間(ホーム・リープ)の旅行費まで、会社の業務上必要なものとしてその損金控除と非課税を認められた事例がある。

アメリカでは内閣蔵入および租税裁判官が旅費の概念を納税者の生活上の住居ではなく、事業場(home)を中心として考えるために、行商人その他主たる事業所の旅費が控除されない結果となるが、そのような場合の救済策として「一時的業務」(temporary assignment)のテスト、なるものが採用され、生活上の住居なし通勤業務が行われる場所を離れ、他の場所を短期間(おおむね一年以上)の予定で働く場合には、その業務に必要とする旅費の控除が認められる。旅費の控除が元来業務の遂行上必要とされる旅行に伴う追加的費用の控除を目的とするところから、その旅行はある程度短期間のものであることを要し、もしそれが長期に及ぶときはそこにタックス・ホームが移行するという考え方に立つものと思われ、旅費に区別するうえで面白く着想である。このようなアプローチからすれば、わが国で非課税とされる先述の在外手当の類は、さしずめ「家事費」の領域に属するものと考えられる。なおわが国では給与所得者が受ける旅費で非課税とされるのは、職務上の旅行に伴うものばかり、就職、退職に伴う転居にか

いとする考え方があり、一方罰料金は、それが犯罪者の刑事責任の追及を目的とするものである点で、事業を離れた個人的費用とみられる側面も持っている。しかしそれらが業務遂行に関連して生じた支出である限りにおいて、必要経費とみられる側面があることも否定できない。法人税法では純資産増加的所得概念の下でかつてはいずれも「損金」として処理され、法人税は昭和十五年、罰料金は十七年以降、それぞれ明文の規定をもってその損金算入が否定された。その損金否認の根拠は、主として前者については、法人税を損金に算入すると、法人税の損金算入前の法人所得が同一であったも、その損金算入による課税所得の減少を通じて毎期の法人所得が減少し、ある種の租税政策的考慮が存在するとみられる点で、前記の諸費用の場合と異なるニュアンスがある。また、かつて徴税当局が警察による暴力団取締と並行して暴力団に対する「課税作戦」を展開したとき、マンスコムは国税庁が暴力団に「必要経費」を認められたとしてその甘さを攻撃したが、アメリカでは罰金、ワイロ等を含め、違法支出等の控除を否認する、判決法と発展した。プリック・ポリシーの考え方が、これらの支出をめぐらる問題も、租税政策的考慮を含み、罰料金の損金算入はその懲罰的効果を薄めるのを防止する必要があるという点であった。所得税法でこれらの支出が必要経費に当たらないとされたのは、かつて必要経費の概念が狭く解釈されたからであるが、今日では以上と同様の租税政策的考慮を含む制度とみるべきである。

なお損害賠償金も罰料金と同様にあり、所得税法はその「必要経費」と「家事費」の区分の限界を納税者の「故意又は重大失」の有無に求めている(所法四五①、所令九八)。そして「国税庁は、これに係る費用、裁判費用の控除については、これらの延長線上で考え、個人の業務遂行に関連した刑事事件に関する費用は無罪等処罰を受けないこととなった場合に限り必要経費に算入し、損害賠償金から民事争論に関する費用は、その損害賠償金が必要経費になるかどうかに応じてそれぞれ様の処理をする」という解釈をどう

ている。以上の点は、アメリカでプリック・ポリシーという厳しい理論が定着している中で、刑事訴訟敗訴した場合の訴訟費用について、その控除は「公益」に反せず、被告人が弁護士を雇うのは憲法上の権利であるという観点から、その控除が認められている点と比較し興味を惹く。

次に暴力団の「必要経費」の問題やロッキード事件の観光浴びたワイロに対する課税処理の問題に関連して、アメリカのプリック・ポリシーの理論は、注目をされるが、ここで詳しく紹介する余裕はなく、その内容は他の文献に譲るべきではない。わが国では違法支出等の控除性の問題について判決した判決は、わが国で、積極、消極双方のものが少なく、積極、消極双方のものがあろうが、いずれも詳細な議論が展開されたものではない。また、その結論は他の理由から説明できるものもある。一口に違法支出(ないし違法行為)に関連した支出といっても、その内容は様々のものであり、その課税処理について単に概括することはできない。これらの問題をめぐらる議論の詳細は他の論稿を参照願うこととし、ここでは簡単なコメントを加えるにとどめる。

暴力団の「必要経費」といって一概にはいえないが、わが国の法律概念では、税法上の費用が「必要経費」の範疇にはいる限り、その収入が不法な反倫理的であるという理由で、その費用の控除を否認する根拠にはならず、たまたま前述のように「必要経費」の概念は、事業遂行上の直接間接に必要な諸経費及び、その間接に必要不可欠な適切なものに限り、合理的な支出を含むことである。違法な支出(ないし違法な行為)にかかわる支出は、その支出の特別な性質の故に、その控除を必要とし、筆者はたまたま奇附金を交際費は、それが不可避的

に個人的消費の要素を混入しているためにその必要経費性の判断はそれが有益であるだけでは足りない(後述)が、あたかもそれと同様に違法支出等については、一般に正常な業務遂行はそれなくしてなし得るという点で、その支出には個人費用の要素が含まれていると考えられ、その意味でたとえ脱税打合せの費用などでも、事業経営上の会計上の「必要経費」と考えられるが、一般的には必要経費とはみられない。ワイロについては、その法的評価は微妙だが、それなくして事業目的の達成があり得ないような特殊の場合に別として、一般的には消極に解してよいのではなかろうか。一体ロッキード事件で問題となったワイロや灰色高官への贈与については、その海外渡航の直接の目的が事業遂行の必要に基くものであるときはその目的地までの往復の旅費は必要経費と認め、その他の費用は事業目的による旅行期間間その他の目的による旅行期間との比率等で接して前者を必要経費とし、反対に海外渡航の目的が観光等であるときはその逆の取扱とすることが内容を内容としている。ちなみにアメリカの税法には海外渡航費について特別の規定があり、観光等個人的目的がある程度以上含まれる海外旅行は一定の条件下で適用されるが、その内容は、かなり主目的が事業目的であっても、その目的地までの往復旅費の部分については「必要経費」と「家事費」への配分がなされる点で、前記国税庁連通の考え方よりきびしい。なお国税庁連通が必要経費になり得る海外渡航費を事業遂行上直接必要なものに限り、必要経費は、必要経費の一

た支出は「必要経費」といわざるを得ない。

第二 同一支出のうち明らかに必要要素の混在があり、しかもその合理的な分別がある程度可能な費用がある。その代表的例は、店舗兼住宅に用いられる建物の諸費用(地代、家賃、償却費、固定資産税、水道・光熱費、電話代等)であり、これらについては、わが国にも、事実の問題としてその必要経費への合理的配分を争った相当多数の判例がある。これらの費用は使用面積比率その他の基準によって必要要素の分別が可能であり、ここであらためて取り上げる問題はない。

他の典型的な例は、ビジネス目的の海外旅行に旅行期間のおおむね全期間を通じて事業遂行上直接必要と認められるものであるときは、その旅費として合理的な範囲の金額を必要経費と認め、事業遂行上直接必要とされる目的、事業目的等を兼ねた旅行については、その海外渡航の直接の目的が事業遂行の必要に基くものであるときはその目的地までの往復の旅費は必要経費と認め、その他の費用は事業目的による旅行期間間その他の目的による旅行期間との比率等で接して前者を必要経費とし、反対に海外渡航の目的が観光等であるときはその逆の取扱とすることが内容を内容として

第一 厳密に言えば必要要素の混在は、不可避的なし普通の現象とさえいってよい。一般に自由職業者はその道の特別な才能や趣味嗜好を有する者であり、仕事になされる点で、前記国税庁連通の考え方よりきびしい。なお国税庁連通が必要経費になり得る海外渡航費を事業遂行上直接必要なものに限り、必要経費は、必要経費の一

た支出は「必要経費」といわざるを得ない。

第二 同一支出のうち明らかに必要要素の混在があり、しかもその合理的な分別がある程度可能な費用がある。その代表的例は、店舗兼住宅に用いられる建物の諸費用(地代、家賃、償却費、固定資産税、水道・光熱費、電話代等)であり、これらについては、わが国にも、事実の問題としてその必要経費への合理的配分を争った相当多数の判例がある。これらの費用は使用面積比率その他の基準によって必要要素の分別が可能であり、ここであらためて取り上げる問題はない。

他の典型的な例は、ビジネス目的の海外旅行に旅行期間のおおむね全期間を通じて事業遂行上直接必要と認められるものであるときは、その旅費として合理的な範囲の金額を必要経費と認め、事業遂行上直接必要とされる目的、事業目的等を兼ねた旅行については、その海外渡航の直接の目的が事業遂行の必要に基くものであるときはその目的地までの往復の旅費は必要経費と認め、その他の費用は事業目的による旅行期間間その他の目的による旅行期間との比率等で接して前者を必要経費とし、反対に海外渡航の目的が観光等であるときはその逆の取扱とすることが内容を内容として

キャップのついた、まったく新しいシャープ、ケリー



独創的な機構、シャープのイメージをかえたキャップのついた新しいシャープ。通常はキャップにより先金を保護する万年筆タイプ。キャップを後軸につければ、そのままノックして使用でき、消ゴムもキャップをつけたまま使用できます。

軸色：ブラック、グリーン、ブロンズ、ブルー

■ぺんてるシャープ〈ケリー〉
0.5mm芯 ¥1,500

世界の人の手に

ぺんてる®

謹 賀 1979 新 年

伊藤 秀雄 板橋区板橋二一五六一七 電話(九六)一三四五	市川 隆 国立市西一三一三一〇 電話(四五)七二二三三	石田 鉄三 墨田区八広三一五一〇 電話(六二)五二四六	石井 操 千代田区飯田橋二二二三 電話(二六四)四六四〇	石井 巖 足立区立三二二二一〇 電話(八八七)六三五一	池田 洋次郎 北区王子二二一三一 電話(九二)八二二一	飯沼 清夫 足立区梅田七一五二二 電話(八八六)八二八二	有賀 徳寿 台東区浅草六三三五八 電話(八七三)七九八三	浅見 孝 中野区上高田四一四一 電話(三八六)三六三六	浅井 新平 目黒区中町二二三三三 電話(七二)八七四四
岡部 謙三 中野区中央四一七七一〇 電話(三八)五八四七	岡田 一馬 墨田区立花一三三二六 電話(六二)二八九〇	岡崎 寿士 中野区本町四一九二二 電話(三八〇)一五五二	大盛 広吉 足立区千住柳町三七 電話(八八)六二二五	大堀 雅三 杉並区梅里一三二二一五 電話(三三四)四三三二	大江 晋也 渋谷区宇田川二二三三四 電話(四六三)六四四〇	海老 美与治 港区六本木四一八八八 電話(四〇四)〇八九一	宇津木 三郎 世田谷区桜二一六一六 電話(四一九)七二〇九	岩村 謙一 中野区中野一五六一五 電話(三六三)一六〇四	岩崎 守利 新宿区原町一七三三 電話(二〇)三三三三
川口 菊夫 板橋区大山町三二八七 電話(九六)五〇〇七	川田 浩之 新宿区諏訪町二六二八 電話(〇二)三七二一	河合 貞司 江東区大島二二〇一四 電話(六八)八四七六	上山 五郎吉 武蔵野市境二二二二三 電話(三五)二二二六	兼山 金刀園 練馬区上石神井一三〇八 電話(九〇)八三三四	加藤 隆之 台東区西浅草一六六四 電話(八四三)〇六六一	長田 邦稲 港区新橋二六一三〇 電話(五九〇)七三三四	小川 敏市 台東区三ツ輪二二八一五 電話(八七三)七六八	小川 弘明 荒川区西日暮里五二六七 電話(八九)〇〇〇一	小川 一郎 大田区池上六一九一八 電話(七五)一六二七
清水 多四郎 墨田区業平三一〇一一二 電話(六五)三九八	島田 百郎 練馬区上石神井一三五六 電話(九〇)八二七	塩崎 四郎 中央区日本橋茅場町二六 電話(六六)〇六六七	佐々木 秀明 台東区東上野五一一一二 電話(八四)〇二四八	酒井 浅男 中央区湊二二一一一七 電話(五五)〇六四	三枝 潮 世田谷区豪徳寺一九一三 電話(四一九)五三八一	斎藤 嘉三 杉並区下井草四一三二二 電話(三九九)九四六一	倉田 由次 足立区梅島一八九一五 電話(八八七)八四五一	久保村 得治郎 板橋区水川町二二一八 電話(九六)二二二〇	岸本 勝次 台東区台東四一〇一七 電話(八三)二四六二
高森 利正 江東区亀戸二二四九九 電話(六八)五五三三	高橋 栄吉 渋谷区代々木三三五六 電話(三七)二四七六	染谷 孝太郎 葛飾区堀切五五〇一 電話(六〇)五五〇	千正 清夫 中央区日本橋茅場町一 電話(六六)〇〇五一	関口 秀男 中央区銀座四一三三一 電話(五四)七五六一	関 弘 荒川区東日暮里五三三八 電話(八〇)〇〇六六	鈴木 三男 大田区池上四二六二二 電話(七五)七二四〇	須崎 孝美津 北区西ヶ原二四〇一六 電話(九二)六六六六	諏佐 市之丞 新宿区西大久保三三八五 電話(二〇)六二二一	下田 友吉 台東区根岸一〇一五 電話(八七)七三三七
永島 徳造 豊島区目白四二四一五 電話(九五)〇三三五	中島 育広 世田谷区玉川瀬田町五九 電話(七〇)三三三三	長坂 利正 練馬区中村北四二二四 電話(九九)一三三三	内藤 安巳 大田区蒲田二二七一六 電話(七三)五三三三	土橋 栄夫 渋谷区本町六四〇一四 電話(三七)三七二〇	綱島 慶寿 品川区西五反田一三三九 電話(四九)二二五六	玉家 義雄 大田区久が原六一六二 電話(七五)〇四七一	田中正盛 大田区多摩川二一六二五 電話(七五)六一五二	田中 佐門 台東区柳橋一三九一七 電話(八六)〇三九四	田中 勘二郎 中央区八丁堀三一八 電話(五五)二二三三
的場 輝夫 台東区台東一三〇一三 電話(八三)三九九五	松木 正輝 荒川区西日暮里上元四 電話(八〇)三三〇一	前田 実 千代田区神田鍛冶町三三 電話(二五)八九九九	古屋 勝成 八王子市本町一五一二 電話(三三)〇五〇九	藤井 邦保 江東区富岡一三一七 電話(六四)二四三三	人見 敦 文京区小石川二二二一 電話(八三)〇六八四	浜中 忠礼 青梅市河辺町五一三二一 電話(六三)三二四八	橋本 一雄 葛飾区柴又一九一七 電話(六〇)一六六六	橋田 光臣 八王子市元郷町四一〇 電話(三三)六三三二	二村 倍吉 港区西新橋一八八六 電話(五〇)〇八二〇
森山 頼一 杉並区清水一五一四 電話(九九)〇六〇一	村松 良市 国分寺市内藤一〇四三 電話(四五)七三三三	三輪 三郎 杉並区高円寺南一六一五 電話(三二)三三三三	宮武 一 江戸川区南小岩三二〇一 電話(六五)五九九四	宮下 昌久 中央区日本橋茅場町二一 電話(六六)七四〇七	都沢 美夫 江東区永代二二二二四 電話(六四)二九三三	峯木 清 墨田区江東橋三二二二三 電話(六三)九一七一	水葉 義一 秋川市小川八三六 電話(四五)五八三六	丸山 潤次 豊島区北大塚二二二二三 電話(九二)五二〇一	丸山 修司 北区赤羽西三三四一三 電話(九〇)二三五五
渡部 正広 文京区目白台二一九一八 電話(九四)一七七七	渡辺 孝夫 小金井市中町三九一三 電話(三八)六二六八	和田 新之助 文京区本郷二一六一〇 電話(八一)五八九五	若林 恒雄 中央区築地二一九一 電話(五四)六六二二	吉田 承治 目黒区上目黒四一四一〇 電話(七一)三六四一	山本 日出麿 千代田区大手町一七一 電話(二四)六六六六	山本 敏郎 港区西新橋二二〇一三 電話(四三)五五二四	山名 正夫 新宿区西五軒町三五 電話(二六)二七九一		

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(816)3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…税理士法改正/自民党税理士問題小委員会、大筋の審議終了
二頁…所得税法における「必要経費」と「家事費」(4) 植松 守雄

税理士法改正

自民党税理士問題小委員会 2月14日、大筋の審議終了

特別税理士試験の本則との調整如何が問題

資格認定制度導入か

毎週水曜日を定例とし回数審議を続行する予定で、一月二十四日から税理士法改正案の実質的審議に入った自民党財政部会税理士問題小委員会(所謂小淵小委員会)は、一月三十一日、二月七日、二月十四日と続いたが、二月十四日をもって大筋の審議が終了した模様である。そして四人の起草委員に小淵小委員長が加わって、同小委員会案を作り三月中旬に提示してのち、四月上旬国会会の上程を予定し、刻々変化するめまぐるしい情勢のなかで税理士法改正問題は多くの人から注目されて

一月二十四日の同小委に、「税理士法改正に関する主な項目とこれに係る意見」が提示され、そのなかの「現行」と各界の「意見」を対照させて先ず論議の審議した税理士問題小委員会は、一月三十一日に各論を審議し、この時点で「税理士の『使命』の問題や『特別税理士試験』の問題に触れている。二月七日にも審議が行われ、二月十四日をもって審議を打ち上げたらしい。そして藤井、愛知、

池田、津島議員らと小淵小委員長を加えた起草委員で同小委員会案をまとめ、二月末までに改正案を網を作り、それを三月はじめから日税連はもとより各利害関係団体や野党関係に呈示されるという。日税連ではそれを二カ月の予定で下部組織へおろし、すべの会員の意志統一をはかるというのである。今後重要法案が自由押しになつていながら、この問題がどうなるか注目に値する。

自民党としては、昭和三十三年の廃案のデスは踏まえないし、提案説明にも便利であるから政府提案の線をできるだけ模倣するであろうと思われるが、政府提案から内閣法制局で上程法案の案文を作成するわけだから、重要法案の作成に忙殺されている同法制局にその余裕があるかどうか先ず困難が横たわっている。

日税連としても、あはれ強固に「税理士の職責使命(法第 条)」を「中正な立場」を削り、納税者の権利を擁護することとする。△表1の参照△と基本要綱で主張していたのに、税理士問題小委員会においては圧倒的に「現行どおりとする」△表1の参照△がきまらう。納税者の権利擁護といふこと反税運動に利用されると委員会で懸念されたらしいのである。

資格認定であることがあろう。専門税理士協議会や青年税理士連盟は、「三十三年の廃案(後述)」とし、反対運動に立ち上がる気組みである。彼らを孤立させて、山本執行部が大多数の税理士のコンセンサスをとりつけることができるかどうか、お手並み拝見といいたいところで、その成否如何が今回の税理士法改正の帰趨を決するのではない。

また、税務職員サイドにしても④⑤の調整が満足かどうか。④の場合の「イの者」とは実務経験年数二十年以上の税務職員のことであり、管理監督的地位に五年以上あったものには簿記に関する口頭試験だけ課するということが税務職員間で納得されるだろうか。税理士の資格合格者から、税務職員から、公認会計士から、弁護士から等々税理士になる道があり、これらの立場の違い自体、いくらか整理しようとしても既に既得権侵害問題を孕み利害が錯綜していかんじがらめなのである。それだから改正は無理というもので、日税連をとりまく根本的条件がもともと宿命的ともいえる困難性を伴っている。

一滴でも大切に

石油は使ってしまうと、もうふやすことはできません。いま日用品から、エネルギー源まで石油の用途は驚くばかり。このかけがえのない石油は、日本では99.7%(77通商白書)輸入に頼っています。限りある地球の資源——丸善石油は、この大切な石油をいつも安定してお届けするために、あらゆる努力をつづけます。

暮らしに生きる石油
丸善石油

表1 (税理士の職責使命) ○印が小委で賛成されたもの

- ① 現行どおりする。
- ×② 「中正な立場」を削り、「独立不偏」とする。
- ×③ 専門家として独立の立場において、適正な納税義務の実現に努めることとする。
- ×④ 納税義務の適正な実現を図り、それによって、納税者の権利の保障とその正当な行使に寄与することとする。
- ×⑤ 「中正な立場」を削り、納税者の権利を擁護することとする。

表2 (特別の税理士試験)

- これを元にして原案作成
- ×① 現行どおりの制度とし、本則で規定する。
 - ② 左のイの者については、資格認定制とする。
 - ③ 研修制度を導入し、資格認定制とする。
 - ④ 左のイの者で、管理監督的地位に5年以上あったものに対し試験審査会が主として簿記に関する口頭試験を行い、資格認定を行う。
 - ⑤ 一般の試験の成績に実務経験の期間を得点として加算する。
 - ×⑥ 廃止する。

小淵小委員会の審議項目の一部

「自分の間」だけとされてきた現行の「実務経験二十年以上の税務職員は主として簿記・会計の試験を課す」が相当年数を課するにいたった。表2における④の資格認定制は三十三年の税調案の復活であり、この際自民党は、税務職員の退職後の「期待権」を向うと合理化してとり込むとする姿勢がうかがえる。自民党の小淵委員がそのことに熱心であることが容易に読み取ることができるところである。もちろん、改正原案が業界はもとより納税者団体、利害関係団体、因税労組関係に提示されるわけだから、誰もが納得する

しかし税理士関係者はかなりでなく、青色申告会、商工会、商工会議所、法人会等々の税理士でないものとの間にも大きな問題がある。税理士法を改正しようとするものが一つもない困難さを含んでいるということがわかった。

では税理士法を改正しなかったらどうか。現行法下では税理士業務ができないか。そんなことは毫もない。それなのに、これほどまで無理しやうとするのはどういふわけか。もともと現行のままでも、向も変える必要はないという思いが底流に流れている。

こうして、税理士法改正問題は収拾つかないような政治問題化してしまつたわけだが、よくよく反省することが大切である。



運命だ と言ってあきらめられますか?

身のまわりに危険がますますふえている今日。運命のいたずらに人生をダイナシにされてはたまりません。悲劇のヒーローはロマンの世界だけでたくさんです。火災、交通事故、病気、ケガ……こんな運命に泣かされないよう損害保険であなたの暮らしをガッチリ守ってください。



- 皆さまの保険コンサルタント
- 札幌支店 011(213)3311
 - 仙台支店 0222(22)1431
 - 横浜支店 045(319)2811
 - 千葉支店 0472(42)9151
 - 宇都宮支店 0286(34)0231
 - 埼玉支店 0486(42)2131
 - 群馬支店 0272(34)2121
 - 八王子支店 0426(46)3511
 - 新潟支店 0252(41)0781
 - 金沢支店 0762(31)2187
 - 静岡支店 0542(52)7151
 - 名古屋支店 052(261)6211
 - 京都支店 075(221)8741
 - 大阪支店 06(441)7171
 - 大分支店 078(391)6501
 - 岡山支店 0862(32)6262
 - 広島支店 0878(25)2600
 - 福岡支店 0822(21)2401
 - 熊本支店 092(271)8705
 - 熊本支店 0963(71)7211

きょうを支え あすを築く
大正海上火災 本店 千104 東京都中央区京橋1-6-20 ☎03(561)9111(大代)

所得税法における「必要経費」と「家事費」

一橋大講師 植松守雄
弁護士 植松守雄

<4>

三 「必要経費」と「家事費」 との区分をめぐる問題

3 「必要経費」と「家事費」が混在する場合(承前)

特殊の費用として作家や画家の取材費や芸能人の衣裳費などのうちには、もっぱら取材のために必要な費用、舞台でしか使用できない衣裳の費用などその支出の全額が必要経費とみられるものもあるが、一般的な知識見聞を広める目的を兼ねた旅行の費用、私生活でも使用できる衣裳の費用なども含まれ、これらの費用には「必要経費」と「家事費」の要素が混在している。そこで所得計算上その合理的な配分が必要となるが、前述の諸費用と違つてその配分に客観的な基準が見出しにくい場合が多くなる。そのため執行上、徴税当局が取材費の性質、衣裳の用途等に応じて適当な比率を定め、それによりこれらの費用の両要素への配分を行っている例がみられる。

第三 同一支出のうち両要素の混在が認められるもの、その合理的な配分がほとんど不可能に近く、しかも一般に家事的色彩が強い費用がある。ほとんど必然的に個人的消費の要素が混入する接待交際費、世間的付き合いなしの営業的考慮の要素と義捐・贈与の要素がミックスした寄附金などがその適例である。法人税においてはこれらの支出については、寄附金は個々のケースについて経費的要素と利益処分的要素の分離がむづかしいとして画一的な方式でその損金算入を制限し(法二二七)、交際費等についてもその支出抑制の狙いとともに私的消費の混入に対する代替課税の意味合いをもつた制度として特別の損金算入制限制度が設けられている(租特法六三)。アメリカでは個人、法人を通じて寄附金は個別に性質を吟味して明らかに事業経費と認められる

もの。つまりその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

第四 同一の支出が必要経費という性質をもつと同時に個人的消費という性質をもつ、いわば「必要経費」と「家事費」の要素が肩の両面をなしているような費用がある。キャンパルの費用はその適例であり、アメリカの税法で問題となつたホビー・ファームの費用などもその例である。また、前述したように所得税法は事業用資産以外の各種資産の損失について必要経費算入を制限しているが、そこにもこれと類似した「必要経費」と「家事費」との関係が伏在している。

このような場合には前述の例のようにならざるを得ない。この「必要経費」の要素を量的に分別し、その支出は「必要経費」と「家事費」の要素を量的に分別し、またほかに認められるべきか、その配分をいかに認定するべきか、といった問題は、前記の作家・評論家の見聞記等の場合と同様、収入の限度で費用の控除を認める「必要経費」の控除に制限を加える方法である。この点については、以下に項をあらためて述べてみる。

(一) Smith v. Comm, 40B, T. 1038(1939) 確井・前掲(同研究一)五三四頁以下参照。
(二) スウェーデンの税法は厳格で、旅費中の食事は、家庭にある場合の通常の食費をこえる部分のみ控除(非課税)が認められる(Harvard Law School, World Tax Series, Taxation in Sweden, (1959) p. 315)。
アメリカでも一九二二年まで同様の解釈がとられていたが、税務執行上の困難性から、フル・コストの控除ができるよう税法の文言が改められた(Butler and Stone, Federal Income, Estate and Gift Taxation (1972) p. 240)。
(三) 前掲通達三六一二四

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

もつともその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられる。

四 「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

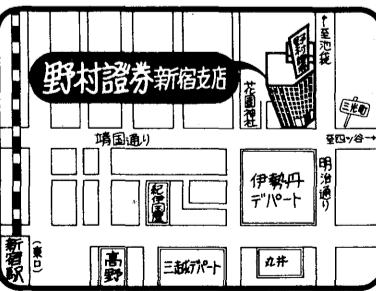
「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

今年も光る! 年 6.180% + 特優

今年も〈国債〉は野村で

どうぞよろしくお願ひします。

お電話でのご相談もお気軽に
国債専用電話
東京03
(205)0091



野村証券
新宿支店
〒160 東京都新宿区新宿5丁目17番9号

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人 岡崎寿士 (1部 100円)
編集人 岡田一馬 (年極 1,000円)

目次
一頁…税理士制度崩壊の危機!
二頁…小淵委員会要綱案全文
三頁…
四頁…所得税法における「必要経費」と「家事費」(完) 植松 守雄

税理士制度崩壊の危機!

税理士法改正、小淵委員会の要綱案きまる

資格認定制度導入さる

助言義務による懲戒制度新設さる

昭和五十四年三月十日の自民党財政部会税理士問題小委員会(小淵委員会)において税理士制度改正要綱案(本紙二、三面に全文掲載)が決定され、翌十四日各野党及び日税連をはじめとして公認会計士協会、全国青色申告会総連合等利害関係団体に正式に提示された。

昭和五十四年三月十日の自民党財政部会税理士問題小委員会(小淵委員会)において、日税連に非常な切迫感を感じ、先ず税理士法改正案の通過までに調整されていないといわれる各野党の意向を、野党との調整も困難が予想される。けだし、野党との調整も、日税連の下部組織から強い反対の火の手が上がるのではないかと、何よりも、この要綱案の本質を知らなければ、一般税理士会員は憤激するであろう。これは税

理士制度を崩壊の危機にさらすものである。別掲抜萃の3の(3)を閲覧したい。特別税理士試験制度については、昭和39年改正問題の際の「亡霊」が出てくるのではないかと予想されていたが、案の定、問題のあるものが出てきた。「二十三年以上の実務経験を有する税務職員で五年以上管理的地位」云々は前回と殆ど同じであるが、違うのは前

昭和五十四年三月十日の自民党財政部会税理士問題小委員会(小淵委員会)において、日税連に非常な切迫感を感じ、先ず税理士法改正案の通過までに調整されていないといわれる各野党の意向を、野党との調整も困難が予想される。けだし、野党との調整も、日税連の下部組織から強い反対の火の手が上がるのではないかと、何よりも、この要綱案の本質を知らなければ、一般税理士会員は憤激するであろう。これは税

別掲抜萃の3の(3)を閲覧したい。特別税理士試験制度については、昭和39年改正問題の際の「亡霊」が出てくるのではないかと予想されていたが、案の定、問題のあるものが出てきた。「二十三年以上の実務経験を有する税務職員で五年以上管理的地位」云々は前回と殆ど同じであるが、違うのは前

こんな筈ではなかった、と今になって日税連執行部の心ある人は内心後悔のホゾを噛んでいるのではないかと。確かに日税連執行部は初めは真面目に税理士法を良く改正しようとして出発した筈である。そういふ心づもりで小淵委員会の諸先生に働きかけた筈である。ところが、大蔵省との関わり合いのなかで、いつの間にかこんな案になってしまった。この間、日税連を代表して、これらの諸機関との折衝を専らしたのは四元日税連専務理事である。今更、引くに引けない、という意地か、功妙心か知らぬが、四元氏の密室政治の結果がこうなったのである。

税理士制度改正要綱案(抜萃)

自由民主党財政部会税理士問題小委員会

3 資格及び試験

(3) 特別税理士試験制度の改正
特別税理士試験制度を廃止し、二十三年以上(事業税等以外の地方税に関する事務にあつては二十八年以上)の実務経験を有する税務職員で五年以上管理的地位又は専門官の地位にあつたものうち、税理士試験審査会の認定を受けた研修を了したものであるについては、会計士の試験を免除することとする。(附則第三十項関係)

① 現行の特別税理士試験制度は、五年間、経過措置として存置する。

2 税理士試験審査会の認定は、税理士試験の会計学に属する科目の合格者と同等程度の会計学に関する学識を習得することができるものと認められる研修について行うものとする。

5 権利及び義務

(6) 助言義務に関する規定の新設
税理士は、税理士業務に関し、委嘱者が不正に税を免れ又は免れようとしている等の事実があることを知ったときは、直ちにこれを是正するよう助言しなければならぬこととし、これに違反した場合には脱税相談をした場合と同様の懲戒処分の対象とすることとする。(新設)

シメツケとなる助言義務

5の(6)をご覧下さい。助言義務規程の新設というところは、要するに脱税補助を禁止し、進んで不正行為の是正を助言しなければならぬこととして、それに違反した税理士は懲戒処分に付すというのである。今までは委嘱者に対してそんな干渉はしなくても済んでいたものが、これからは不正かどうか判断し是正するように干渉しろ、と

いという場合が大いにあり得る。ところが、あとで当局から、あれは不正ではないか、なぜ「助言」をしなかったか、といわれたら困るではないか。しかも助言をしても、しなかつたではないか、といわれたらどうするか。

いという場合が大いにあり得る。ところが、あとで当局から、あれは不正ではないか、なぜ「助言」をしなかったか、といわれたら困るではないか。しかも助言をしても、しなかつたではないか、といわれたらどうするか。

た例えば、対象税目の範囲が拡大したといつても、そんなものは名目や形だけのことで一般税理士の現に行っている業務とは余り関係はない。「付随業務」の新設を鬼の首でも取ったつもりらしいがこれも一般税理士に何の

いという場合が大いにあり得る。ところが、あとで当局から、あれは不正ではないか、なぜ「助言」をしなかったか、といわれたら困るではないか。しかも助言をしても、しなかつたではないか、といわれたらどうするか。

た例えば、対象税目の範囲が拡大したといつても、そんなものは名目や形だけのことで一般税理士の現に行っている業務とは余り関係はない。「付随業務」の新設を鬼の首でも取ったつもりらしいがこれも一般税理士に何の

四元専務理事の責任重大

こんな筈ではなかった、と今になって日税連執行部の心ある人は内心後悔のホゾを噛んでいるのではないかと。確かに日税連執行部は初めは真面目に税理士法を良く改正しようとして出発した筈である。そういふ心づもりで小淵委員会の諸先生に働きかけた筈である。ところが、大蔵省との関わり合いのなかで、いつの間にかこんな案になってしまった。この間、日税連を代表して、これらの諸機関との折衝を専らしたのは四元日税連専務理事である。今更、引くに引けない、という意地か、功妙心か知らぬが、四元氏の密室政治の結果がこうなったのである。

いという場合が大いにあり得る。ところが、あとで当局から、あれは不正ではないか、なぜ「助言」をしなかったか、といわれたら困るではないか。しかも助言をしても、しなかつたではないか、といわれたらどうするか。

た例えば、対象税目の範囲が拡大したといつても、そんなものは名目や形だけのことで一般税理士の現に行っている業務とは余り関係はない。「付随業務」の新設を鬼の首でも取ったつもりらしいがこれも一般税理士に何の

制度改正要綱案(全文)

昭和五十四年三月

税理士制度改正要綱(案)

自由民主党財政部会税理士問題小委員会

一次により税理士制度の改正を行うものとする。

1 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として公正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めることを使命とするものとする。(第一条関係)

2 税理士の業務

(1) 対象税目の範囲の拡大

税理士業務の対象税目は、関税、登録免許税、通行税、印紙税、法定外普通税その他の政令で定めるものを除く全税目とする。同時に、自動車税、自動車取得税、料理飲食等消費税等現に行政書士が取り扱っている税目で政令で定めるものについては行政書士も税務官公署に提出する書類を作成することができるものとする。(第二条関係)

(2) 業務の範囲の整備

① 税務代理には、申告、申請、請求等につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査等に関し税務官公署に対する主張若しくは陳述につき、代行することを含むことを明らかにする。(第二条関係)

② 税務書類は、税法の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する申告書、申請書、請求書等を行うことを明らかにする。(第二条関係)

③ 税務相談は、申告等、税務官公署に対する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、課税標準及び税額に係る計算について相談に応ずることをいうことを明らかにする。(第一条関係)

(3) 付随業務に関する規定の新設

税理士業務に付随して、税理士の名称を用いて、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行うことができる旨の規定を設ける。(第一条関係)

3 資格及び試験

(1) 税理士となる資格を有する者の範囲の整備

弁護士、公認会計士を弁護士又は公認会計士となる資格を有する者とする。同時に、試験合格者を第一号に定めることとする。(第三条関係)

(2) 試験科目の追加

税理士業務の範囲の拡大に伴い、税理士試験の選択科目として物品税法等を追加することとする。(第八条関係)

(3) 特別税理士試験制度の改正

特別税理士試験制度を廃止し、二十三年以上(事業税等以外の地方税に関する事務にあつては二十八年以上)の実務経験を有する税務職員で五年以上管理的地位又は専門官の地位にあつたもののうち、税理士試験審査会の認定を受けた研修を了したものについては、会計学の試験を免除することとする。(附則第三十項関係)

① 現行の特別税理士試験制度は、五年間、経過措置として存置する。

2 税理士試験審査会の認定は、税理士試験の会計学に属する科目の合格者と同等程度の会計学に関する学識を習得することができるものと認められる研修について行うものとする。

4 登録

(1) 登録即入会制への移行

税理士会への入会について現行の間接強制入会制を登録即入会制に改めるとともに、通知公認会計士制度は廃止することとする。(第四十九条の十七、第五十一条の二関係)

② 改正法の施行日前に国税局長に通知して税理士業務を行っていた公認会計士たる税理士は、当該通知に係る委嘱者について施行日以後三年間は従来どおり税理士業務を行うことができることとする。

(2) 登録事項の追加

税理士の登録事項に税理士事務所名称を加える。(第十八条関係)

5 権利及び義務

(1) 他人が作成した申告書の審査に関する書面の添付制度の創設

税理士は、他人の作成した申告書につき相談を受けて、これを審査した場合には、審査した事項を記載した書面をその申告書に添付することができることとし、税務署長等は、その申告書に係る租税について更正すべき場合に、その更正の基因となる事実について税理士が審査したと認められるときは、原則として、あらかじめ、税理士に対し意見を述べべる機会を与えることとする制度を設ける。(第三十二条の二、第三十五条関係)

(2) 税理士会による報酬の制限

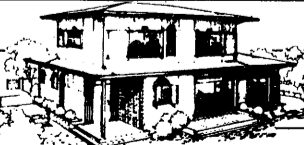
税理士報酬の最高限度額については、国税庁長官が定める。

親子3代： 幸せ家族



ご夫婦に、お年寄りやお子様を加わっての一家だらん。今日を喜び、明日を語る。笑い声かとびかう満ちた時。幸せは、家族みんなで創りあげるもの。そして、みんなでわかちあうものといえます。笑顔あふれる住まいづくりをお手伝いして20年。この確かな経験と実績から生まれた大和ハウスのスイートム20(4人家族)大家族。2世帯家族まで38プラン)は、ご家族の明るいホームライフをお約束します。

スイートム20



●スイートム20プランNo.2外観参考図



士 理 税 の 会 員 委 員 会 の 小 渕

る制度を改め、税理士会が会則においてこれを定めることとする。(第三十九条関係)

(3) 税理士事務所規制の強化

税理士事務所は一人一事務所に限ることとし、かつ、これに統一的な名称を付することとする。その名称の使用を制限することとする。(第四十条、第五十三条関係)

⑤ 税理士事務所を一人一事務所とすることについては、所要の経過措置を講ずることとする。

(4) 帳簿の記載事項の簡素化等

税理士業務に関する帳簿の記載事項を簡素化し、その様式を日本税理士会連合会の会則において定めることとする。また、記帳義務違反等に対する罰則の規定を廃止する。(第四十一条、第六十三条関係)

(5) 税理士の使用人等に対する監督義務の明示

税理士は使用人その他の従業者に対して適切な監督を行うべきことを明らかにする。(新設)

(6) 助言義務に関する規定の新設

税理士は、税理士業務に関し、委嘱者が不正に税を免れ又は免れようとしている等の事実があることを知ったときは、直ちにこれを是正するよう助言しなければならぬこととし、これに違反した場合には脱税相談をした場合と同様の懲戒処分の対象とすることとする。(新設)

6 懲戒

(1) 懲戒の手続の合理化

懲戒権者を大蔵大臣とするとともに、大蔵大臣は、懲戒処分をするときは、税理士懲戒審査会に諮りその議決に基づき行わなければならないこととする。(第四十五条、第四十八条関係)

(2) 税理士懲戒審査会の設置

税理士懲戒審査会は、国税庁に置き、国税・地方税職員、税理士及び学識経験者をもって構成し、懲戒処分につき必要な審査を行うものとする。(新設)

(3) 懲戒処分等の効力発生時期の適正化

懲戒処分等の効力発生時期について、懲戒処分確定の時に懲戒処分をした時に改める。(第四条、第二十六条、第二十八、第四十八、第六十一条関係)

7 税理士会及び日本税理士会連合会

(1) 税理士会の分割

一局一會制を原則とするが、税理士は、所属税理士会の会員の数が一定数を超える場合において、当該税理士会からの請求により国税庁長官がその管轄区域内において新たに税理士会を設立すべき区域を定めたときは、その区域ごとに一個の税理士会を設立することができるものとする。

なお、国税庁長官は、新たに税理士会を設立すべき区域を定める場合には、あらかじめ日本税理士会連合会及び当該税理士会の意見をきくものとし、国税庁長官が定めた区域において税理士会が設立された場合には、その設立の時に

当該区域は当該設立前における税理士会の管轄区域でなくなるものとする。(第四十九条関係)

⑤ これに関連して、現在の東京税理士会、東京地方税理士会、名古屋税理士会及び東海税理士会は、大蔵省令で定める区域を管轄区域として改正後の本則の規定に基づき設立されたものとみなすこととする。

(2) 会則の絶対的記載事項の追加

税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に次の事項を加えることとし、大蔵大臣の認可事項とする。① 会員の使用人その他の従業者に対する監督等に関する規定(税理士会)

② 会員の受ける税理士業務に係る報酬の最高限度額に関する規定(税理士会)

③ 税理士業務に関して作成する帳簿の記載等に関する規定(日本税理士会連合会)

④ 税理士会の会員の研修に関する規定(日本税理士会連合会)

⑤ 小規模零細事業者に対する事務の援助に関する規定(税理士会、日本税理士会連合会)

(3) 総会招集事前報告の廃止

税理士会及び日本税理士会連合会が総会を招集する場合の国税庁長官への報告は要しないこととする。(政令第八条関係)

(4) 税理士会支部の設置義務等

税理士会は、原則として税務署単位に支部を設立しなければならないこととする。税理士は当然に事務所のあるを管轄する税務署に係る支部に属するものとする。(第四十九条の三関係)

8 その他

(1) 税務官公署には、国税不服審判所を含み、税関官署は含まれないことを明らかにする。(第二条関係)

(2) その他所要の整備を行う。

二 次の事項については、現行どおりとすることとする。

1 税理士の訴訟代理権、出廷陳述権

2 一般の税理士試験

3 税務職員で税理士となった者の業務制限

4 懲戒処分を除斥期間

5 大蔵大臣の総会の決議の取消権、役員解任権

6 大蔵大臣の税理士会の会則の認可等

7 臨時に税務書類の作成等ができる者

良心の結晶!

そろばん・唐木銘木工芸品 生産・輸出入

サンコー



そろばん

三貢工芸株式会社

本社 東京都千代田区内神田2の15の12
(松山ビル) 〒101 ☎03-254-0910
営業所 東京都千代田区神田司町2の4
〒101 ☎03-251-1591

所得税法における「必要経費」と「家事費」

一橋大講師 土植松守雄

〈完〉

四 「必要経費」の控除の制限と「家事費」の控除

1 「必要経費」の控除の制限―「必要経費」が同時に「家事費」としての性質をもつ場合(承前)

なお一時・雑所得以外の所得のうちにも、とくに趣味娯楽の要素の強い行為にかかる所得の損失で、損益通算が制限されているものがある。すなわち馬主として競馬の賞金等による雑所得を得ている者が、競走馬を譲渡して損失が出たときは、その損失は当該賞金等による雑所得との通算だけが認められる(所法六九II、所令二〇〇)。

ところが以上の措置は、「必要経費」と「家事費」との要素をあわせもつ費用の控除を制限する措置としては不徹底である。たとえば農業による所得は無条件で事業所得とされ(二七I)、また不動産所得の概念が広く不動産の賃貸による所得を包含する(二六I)結果、趣味、保養を兼ねたホビー・ファームの損失やセカンド・ハウスを留守番代りに名目

意の取壊しをも含めて広く必要経費に算入され(所法五一I、II)、一方所得を生む基因とならない生活用資産の損失については特定の原因による「雑損控除」だけが認められ(七一)その中間にある事業用資産とはいえないが所得を生んでいる各種資産の損失については、山林の損失については特殊の規定がある(五一III)ほか、その年にその資産から生じた所得の限度で控除が認められる(五一IV)。

この最後の事業用資産とはいえないが所得を生んでいる各種資産(素人下宿、知人に対する貸金等)の損失の処理がここでの問題である。税法はこれらの資産を本来は生活用資産とみ、ただその資産から所得が生じている限度でその損失を必要経費と認めているものと考へることができ、前記のホビー・ロス、ギャンブル・ロス等の場合と類似の考え方に立つものと理解することができよう。

2 「家事費」の控除―「強いられた負担」の控除

「家事費」の支出は、

一般には所得の享受、処分とみられ、課税所得の計算上控除されないが、その中味を分析すると「消費」と「強いられた負担」に区分され、純資産増加説的所得概念の下では後者は控除項目とみられ、現行税法上その代表例として雑損・医療費にかかる「所得控除」があり、そのほか追加的生活費としての旅費等(五一III)ほか、その年にその資産から生じた所得の限度で控除が認められる(五一IV)。

この点は、そのような損失は結局個人の責任に帰せられることで、広い意味で個人の財産の処分すなわち「消費」の範疇に属するものと税法がみていることを意味している。ところが前稿でふれたとおり、アメリカではこれらの損失はすべて控除が認められ、それ以外に雑損には身代金目的の誘拐等まで含み、また貸倒損失のほかには有価証券の無価値化による損失も控除の対象に加えられる(もつとも非営業貸金の貸倒損失や有価証券の無価値化による損失は、キャピタル・ロスとみなされ、その控除方法に一定の制限がある)。アメリカ税法がこれらの損失の控除を認めているのは、それらを「強いられた負担」とみていることを示すものである。しかし厳密にいうとそれらの損失を「消費」とみるか「強いられた負担」とみるか、個別事情によって判断が分れることも考えられる。もうひとつ例を挙げよう。前述のとおり海外勤務に伴う追加的費用の控除の意味で在外手当が非課税

とされているが、一方雪積寒冷帯の勤務者に支給される石炭手当や寒冷地手当の類は課税所得に含まれる。いろいろの説明はできようが、これらの場合にも課税・非課税の境界線はすっきりしない。「強いられた負担」の控除が「必要経費」の場合と異なり、税法の解釈ではなく、立法の問題であることはいうまでもない。「家事費」のうち「強いられた負担」をどのような範囲のものとして把握するかについては、いろいろの考え方が成り立っているが、アメリカ税法上の諸控除をヘイグ・サイモンズの所得概念の立場から分析したものとして

合的に考慮したうえでその範囲を検討すべき問題で、控除範囲が制限されてもやむを得ないものと考えている。なおいうまでもないことだが、税法は、「家事費」の控除について、最低生活費の免税、所得者の個別的事情に即した課税といった趣旨から、基礎・配偶者・扶養の各控除(八三、八四、八六)のほか、特殊の個人的事情に基づく追加的生活費を定型化した控除として障害者・老年者・寡婦・勤労学生各控除(七九、八二)を設けていることをつけ加えておく。

(1) IRC §183, 165(d)
(2) 前稿参照。
(3) 前稿参照。

なお内国歳入法ではそれらのほか各種租税、支払利子、アリモニーなどの控除も認められているが、アメリカ税法上の諸控除をヘイグ・サイモンズの所得概念の立場から分析したものとして

Buttner, Income Tax Deductions, Credits, and Subsidies for Personal Expenditures, The Journal of Law and Economics Vol. XVI (2) (1973)

がきわめて有益である(畠山武道、同論文紹介(日米法学会「アメリカ法」一九七六―二所収)参照)。

(4) IRC §165(e), 166(d), 1211(b), 1212(b)

今年も光る! 年 6.180% + 特優

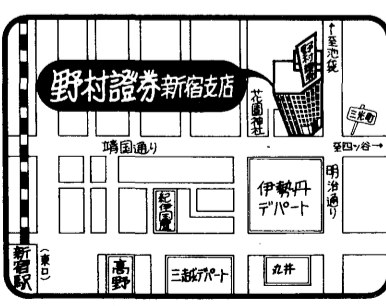
今年も〈国債〉は野村で

どうぞよろしくお願いします。

お電話でのご相談もお気軽に

国債専用電話

東京03 (205)0091



野村証券

新宿支店

〒160 東京都新宿区新宿5丁目17番9号